

男女共同参画に関する施策の評価について

令和6年度版（2024年度版）

熊本県男女共同参画年次報告書（案）

目次

第1章 熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

○男女共同参画社会実現に向けた動き	1
○第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第1 熊本県の人口・人口構成等	
1 熊本県の人口	
(1) 総人口	5
2 熊本県の人口構成	
(1) 男女別人口	6
(2) 年齢別人口	6
(3) 高齢化率	7
(4) 合計特殊出生率	7
3 熊本県における結婚・離婚	
(1) 平均初婚年齢	8
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率	8
第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	
1 国際的な状況	
(1) 日本の女性の参画状況	10
2 政策・方針決定の場における状況	
(1) 女性の地位向上に関する考え方	11
(2) 審議会等委員に占める女性の割合	12
(3) 熊本県における女性の参画状況	13
(4) 市町村における女性の参画状況	14
(5) 教育分野における女性の参画状況	14
(6) 政治における女性の参画状況	16
(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合	16
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況	17
3 就業・雇用分野における状況	
(1) 雇用者に占める女性の割合	17
(2) 労働者の雇用形態	18
(3) 男女別所定内給与	18
(4) 男女別平均勤続年数	19
トピック①	19
4 農林水産業における状況	
(1) 農林水産業における女性の参画状況	20
5 地域における状況	
(1) 地域活動における女性の参画状況	21
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	
1 女性に対する暴力の状況	
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）	22
(2) ストーカー・性犯罪	24
トピック②	24
2 自殺、児童虐待の状況	
(1) 自殺者の推移	25
(2) 児童虐待相談件数の推移	25
3 女性の健康の状況	
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率	26

(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率……………	2 7
4 地域の防災力における状況	
(1) 地域の防災における女性の参画状況……………	2 8
Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	
1 県民の男女共同参画に対する意識	
(1) 男女の地位の平等感……………	2 9
(2) 固定的性別役割分担意識……………	3 0
(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）……………	3 2
(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度……………	3 2
2 教育における状況	
(1) 大学等進学率……………	3 3
(2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況……………	3 3
(3) 男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数・	3 4
3 仕事と生活の両立の状況	
(1) 夫婦の生活時間……………	3 4
(2) 県内事業所の状況……………	3 5
(3) 育児休業……………	3 7
(4) 子育て支援……………	3 7
Ⅳ 推進体制の整備・強化	
1 市町村の取組状況	
(1) 推進体制の整備状況……………	3 8
2 県民、N P O等との協働による取組状況	
(1) 男女共同参画推進団体数……………	3 9

第2章 熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況（令和5年度）

I 施策評価について……………	4 0
Ⅱ 重点目標別施策の実施状況	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大……………	4 5
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現……………	5 4
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実……………	6 2
4 推進体制の整備・強化……………	6 7

第3章 市町村・男女共同参画推進団体・事業所の取組状況

1 市町村の取組状況……………	〇〇
2 男女共同参画推進団体……………	〇〇
3 熊本県男女共同参画推進事業者表彰……………	〇〇

第 1 章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第 5 次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

○男女共同参画社会実現に向けた動き	1
○第 5 次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方	2
第 1 熊本県の人口・人口構成等	5
第 2 熊本県男女共同参画計画の 4 つの重点目標ごとの現状	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	10
II 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	22
III 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	29
IV 推進体制の整備・強化	38

男女共同参画社会実現に向けた新たな動き

更新予定

1 国の動き

社会経済のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年（2013年）6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年（2015年）9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

また、令和3年度（2023年度）から5年間を計画期間とする「第5次男女共同参画基本計画」は、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定め、女性が生きやすく、能力が発揮できる社会づくりに向けた取組が行われています。

令和3年（2021年）6月には、「育児介護休業法」が改正、令和4年（2022年）4月から段階的に施行され、「産後パパ育休制度」の創設など出産・育児による離職の防止や育児休業が取得しやすい枠組み・体制等が整備されました。更に、令和4年（2022年）7月に女性活躍推進法に関する制度改正が行われ、一定規模の事業主は男女の賃金の差異の情報を公開することが義務付けられました。また、令和5年6月に決定した『女性版骨太の方針2023』では、「企業における女性登用の加速化」、「地方・中小企業における女性活躍の促進」等の施策が強化され、女性活躍の加速化に向けた動きが進んでいます。

2 本県の動き

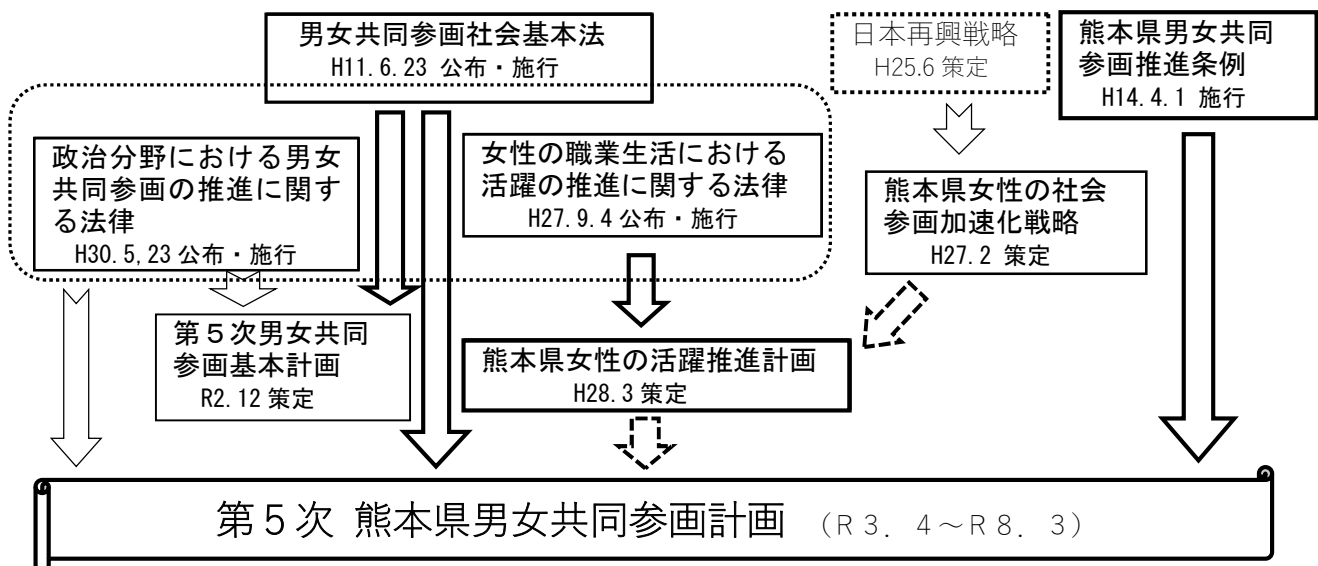
本県においても、平成26年（2014年）8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため様々な事業を進めています。

当会議において、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年（2015年）2月に策定しました。この戦略は、女性の社会参画を加速化するうえでの各課題を踏まえ、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点から成っており、令和3年度（2021年度）からは、この戦略や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえた「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、4つの重点目標の達成に向けて、更なる男女共同参画社会の実現につながる取組を進めています。

第5次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえて策定しました。また、女性の活躍をより効果的に推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画としても位置付けています。



～ 第5次計画関連の主な計画等 ～

- * 新しいくまもと創造に向けた基本方針
- * 熊本県労働・人材育成計画
- * 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
- * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
- * 熊本県特定事業主行動計画
- * 熊本県困難女性支援基本計画
- * 熊本県人権教育・啓発基本計画
- * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
- * くまもと子ども・子育てプラン
- * くまもと「夢への架け橋」教育プラン
- * 熊本県地域福祉支援計画
- * 熊本県保健医療計画
- * 熊本県健康増進計画
- * 熊本県障害者計画

など

2 計画期間

令和3年（2021年）4月から令和8年（2026年）3月までの5年間

3 基本目標

『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』

熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、第5次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

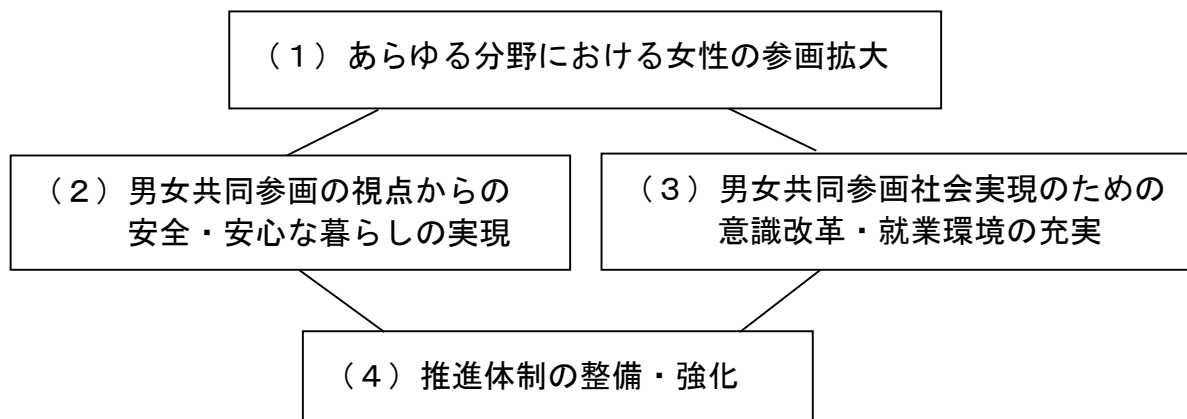
4 重点目標

社会経済情勢等が急速に変化する中で、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の参画拡大」が重要となります。

また、県民一人一人の考え方や生き方が尊重され、皆が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現が必要です。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働や転勤等を当然とする働き方などの見直しも進めていくことが重要です。さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があります。国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。

基本目標を踏まえて、4つの重点目標を定めています。



5 第5次熊本県男女共同参画計画の施策体系

【基本目標】男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

重点目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	① 女性の参画が少ない分野での活躍促進
		② 経営者層の意識改革
		③ 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進
		④ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進
		⑤ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援
		⑥ 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実
	(3)仕事と生活の調和(両立)のための多様で柔軟な働き方の支援	① ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の促進
		② 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進
		③ テレワークの導入など多様で新しい働き方による女性の活躍促進
		④ 女性の起業支援
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進	① 農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
	(5)地域社会における男女共同参画の推進	① 女性の活動分野の拡大
		② 地域におけるリーダーの育成
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	① DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 ② 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進
		① ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
		② 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援	③ ライフステージに応じた健康の包括的な支援
		④ 妊娠・出産等に関する健康支援
		① 防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	② 防災・復興の現場における女性の参画拡大
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 ② メディアにおける男女の人権の尊重 ③ 社会制度や慣行の見直し
	(2)男女の子育て・介護環境の整備	① 妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進
		② 子育てに伴う就業環境整備の推進
		③ 介護に伴う就業環境整備の推進
		④ 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	① 子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実
		② 社会教育の推進
		③ メディアにおける男女の人権の尊重(再掲)
		④ 相談体制の充実及び周知
4 推進体制の整備・強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携	① 県における推進体制 ② 市町村との連携及び支援 ③ 国との連携
	(2)企業や各種団体等との連携	
	(3)国際協調等に向けた国施策との連携	

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くとともに、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。

ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されており、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である未婚化及び晩婚化が男女ともに進む中、令和5年(2023年)の本県の合計特殊出生率は、前年より0.05ポイント減の1.47であった(全国5位)。今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

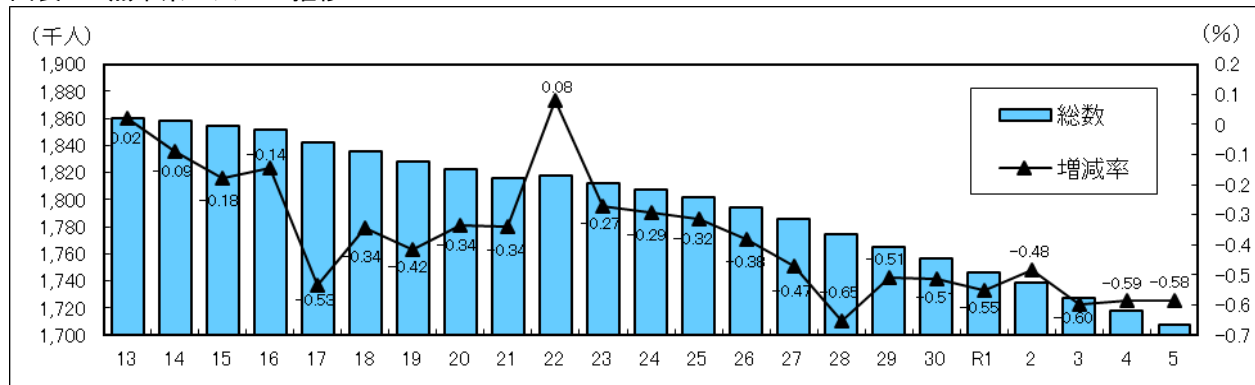
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

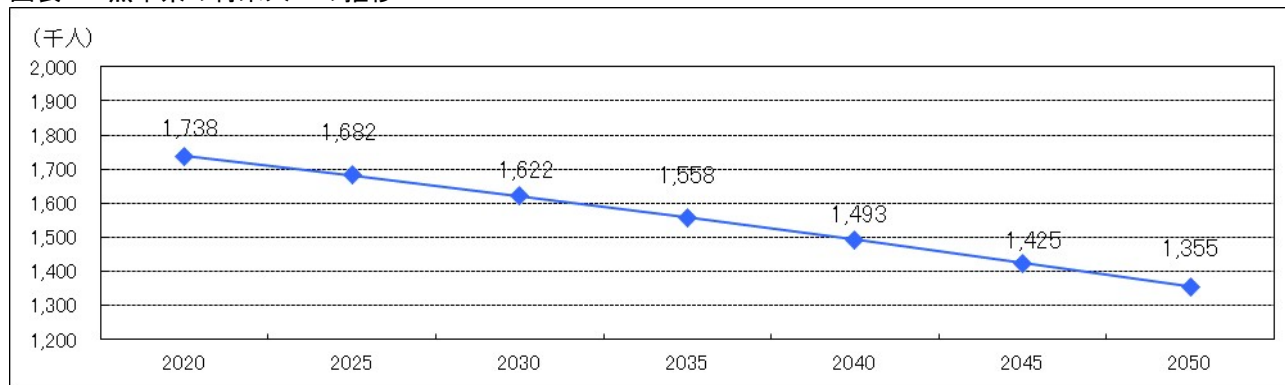
本県の総人口(推計人口調査)は、令和5年(2023年)10月1日現在、1,707,747人で、前年(1,717,766人)に比べ10,019人減少(▲0.58%)した(図表1)。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、2050年には約136万人になると見込まれている(図表2)。

図表1 熊本県の人口の推移



熊本県統計調査課「令和5年(2023年)版熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(R5.12月推計)」の出生中位・死亡中位推計人口

2 熊本県の人口構成

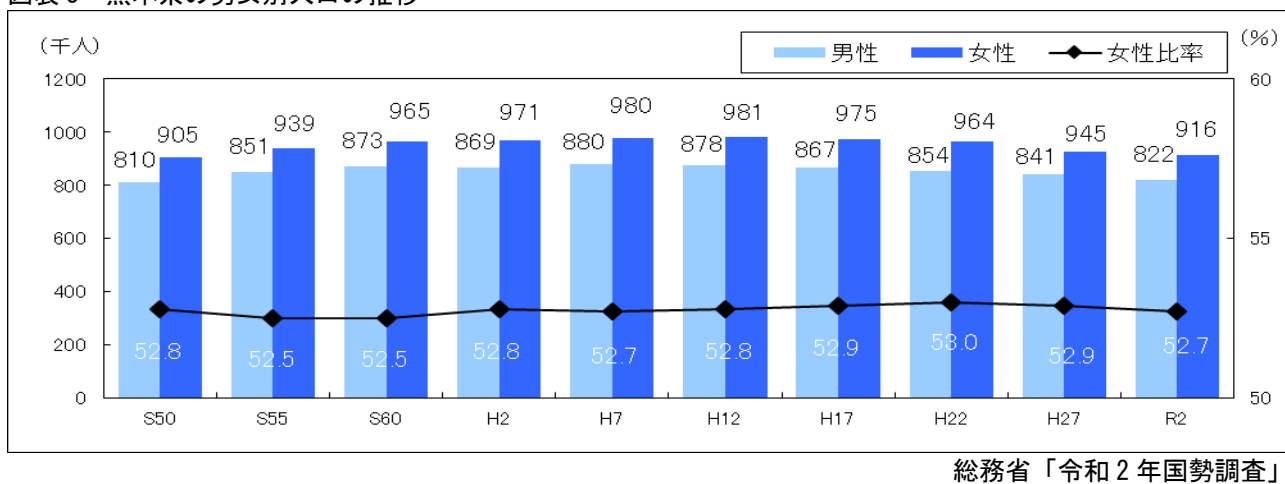
(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%で推移

本県の男女別人口（国勢調査）は、令和2年(2020年)10月1日現在、男性約82万2千人、女性約91万6千人で5年前と比べ男性は約1万9千人、女性は約2万9千人減少した。

男女構成比をみると、女性の割合は長期に渡り52%～53%で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

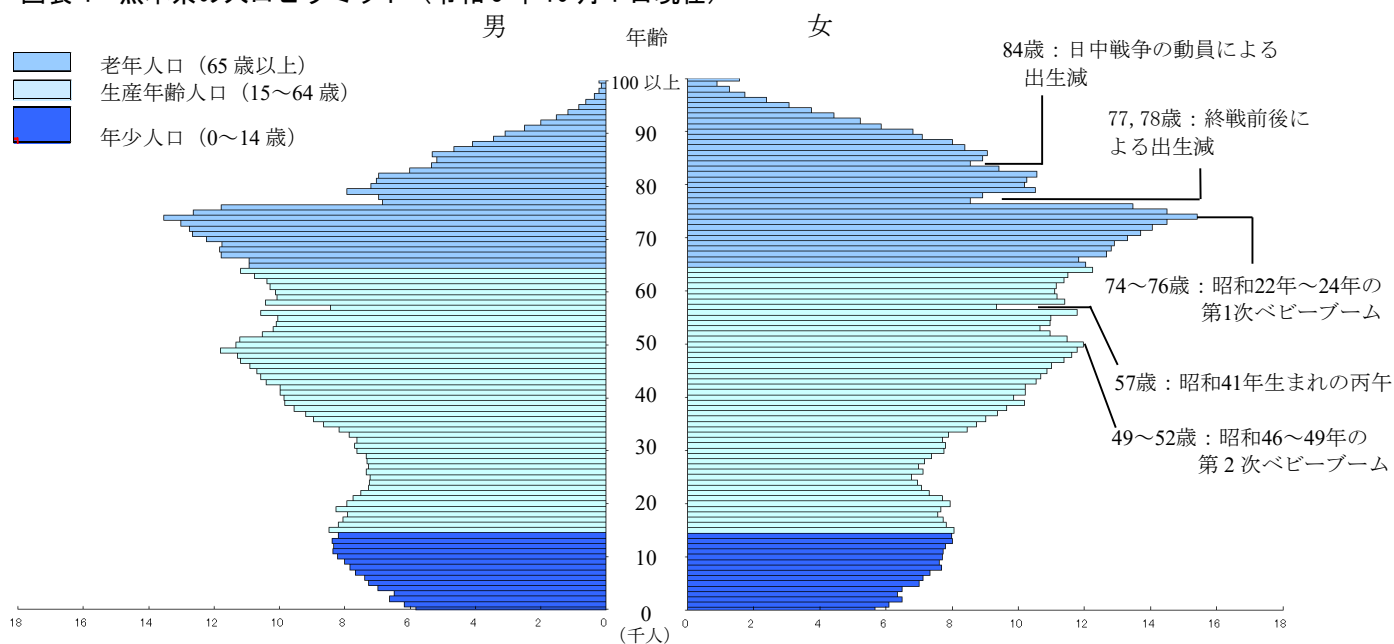


(2) 年齢別人口

●生産年齢人口は減少傾向

熊本県の令和5年(2023年)10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大及び能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）



熊本県統計調査課「令和5年熊本県推計人口調査」

(3) 高齢化率

●高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は増加

令和2年(2020年)の本県の高齢化率は31.6%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

	県 [%]				全国 [%]			
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合)	23.7	26.0	28.8	31.6	20.1	23.1	26.6	28.7
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.0	58.5	57.6	57.6	57.3	56.7	56.6
高齢者に占める単身者の割合	14.0	14.7	16.3	17.1	15.1	15.6	17.7	19.0
高齢単身者に占める女性の割合	78.5	71.5	72.0	67.8	72.8	71.5	67.5	65.6
85歳以上に占める女性の割合	72.8	69.2	70.9	69.4	72.3	71.8	70.1	68.5

総務省「令和2年国勢調査」

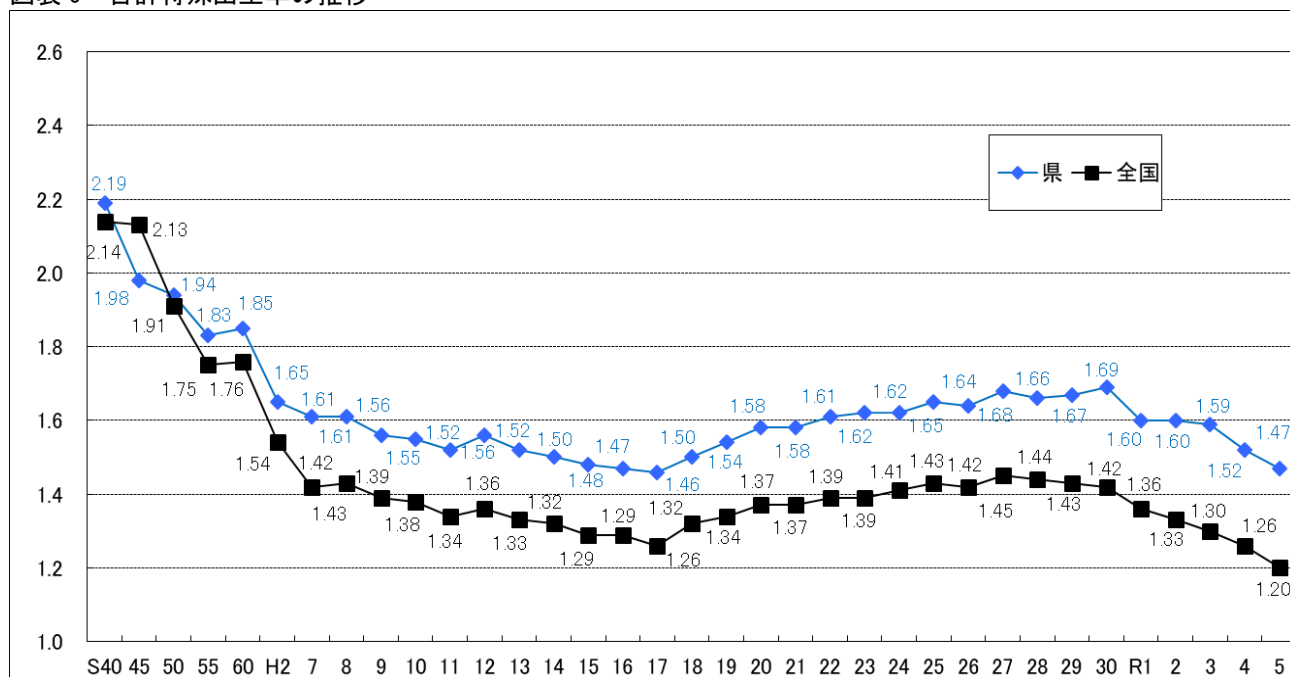
(4) 合計特殊出生率(※)

●前年より0.05ポイント減の1.47、少子化問題への更なる取組が必要

令和5年(2023年)の本県の合計特殊出生率は、1.47で前年より0.05ポイント減少した(図表6)。都道府県別にみると、沖縄県(1.60)、長崎県・宮崎県(1.49)、鹿児島県(1.48)の順となっており、本県は全国第5位(前年8位)で全国平均を0.27ポイント上回っている。

今後も少子化が大きな課題となるが、熊本において安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが重要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：その年における15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

厚生労働省「令和5年人口動態調査」

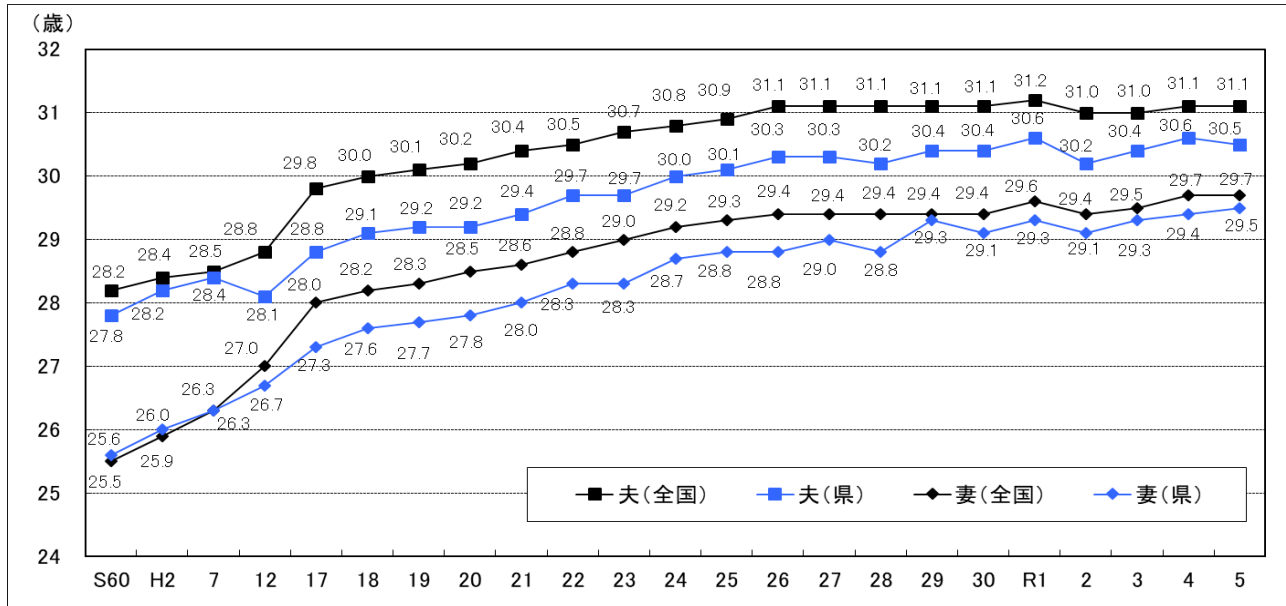
3 熊本県における結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、男女ともに晩婚化が進行

平均初婚年齢は、本県の女性のみ前年より若干年齢が上昇しており、全国的に緩やかに晩婚化が進んでいる。本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、令和5年(2023年)は男性30.5歳、女性29.5歳といずれも全国平均を下回っているものの、全国と同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

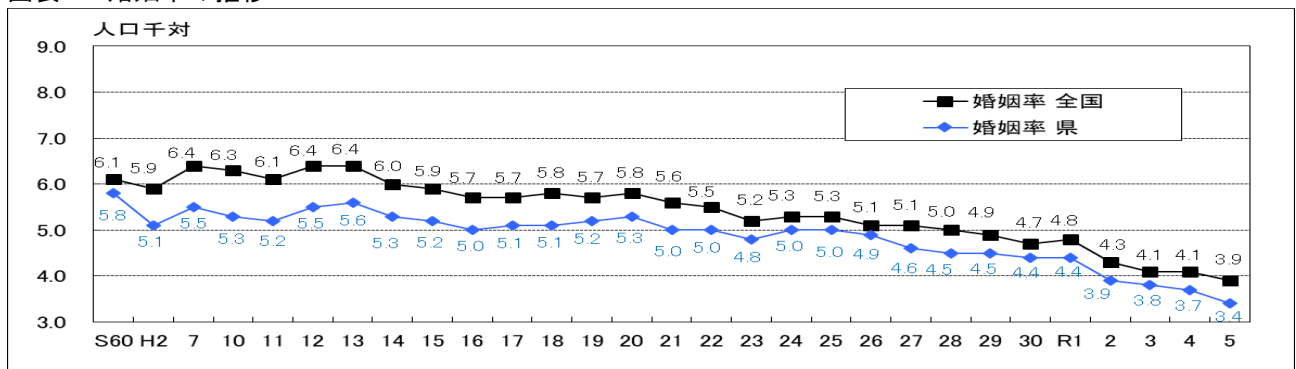
厚生労働省「令和5年人口動態調査」

(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率は前年より0.3ポイント減少し3.4と低下傾向が続く

本県における令和5年(2023年)の婚姻率(人口千対)は、前年より0.3ポイント減の3.4と低下傾向が続くとともに、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

図表8 婚姻率の推移

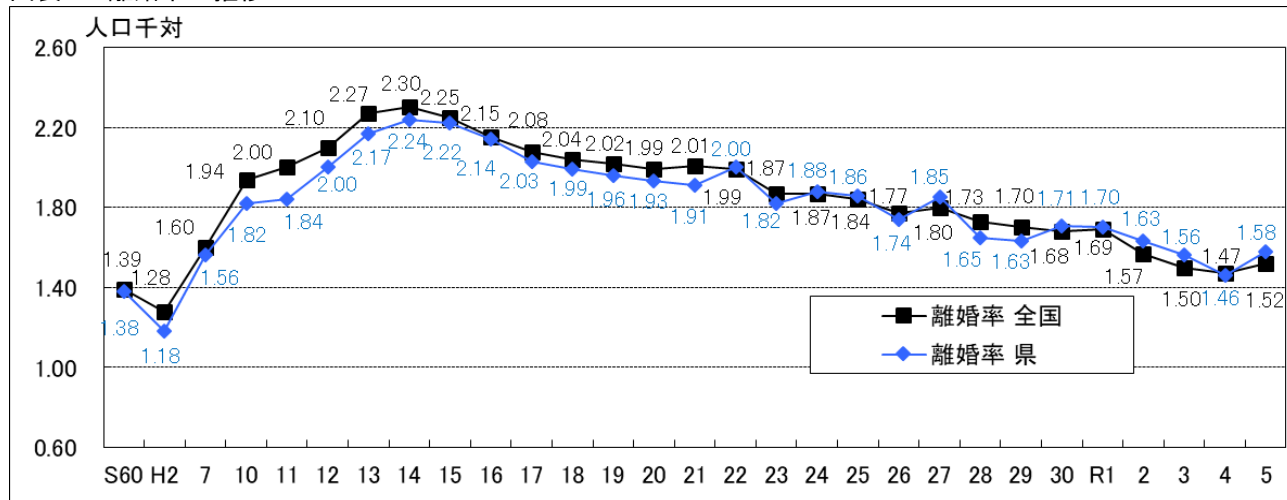


厚生労働省「令和5年人口動態調査」

●離婚率は前年より0.12ポイント増加し1.58と全国平均をわずかに上回る

本県における令和5年(2023年)の離婚率(人口千対)は1.58と前年より0.12ポイント増となり、全国平均をわずかに上回っている(図表9)。

図表9 離婚率の推移



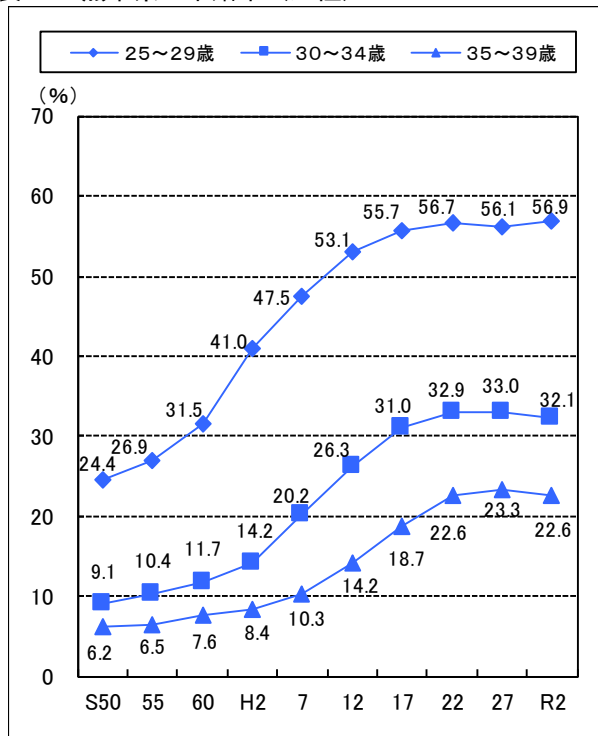
厚生労働省「令和5年人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年(1975年)と令和2年(2020年)と比較すると、女性では35～39歳の未婚率が6.2%から22.6%と約3.6倍に、男性では35～39歳の未婚率が4.8%から31.0%と約6.5倍に増えている。

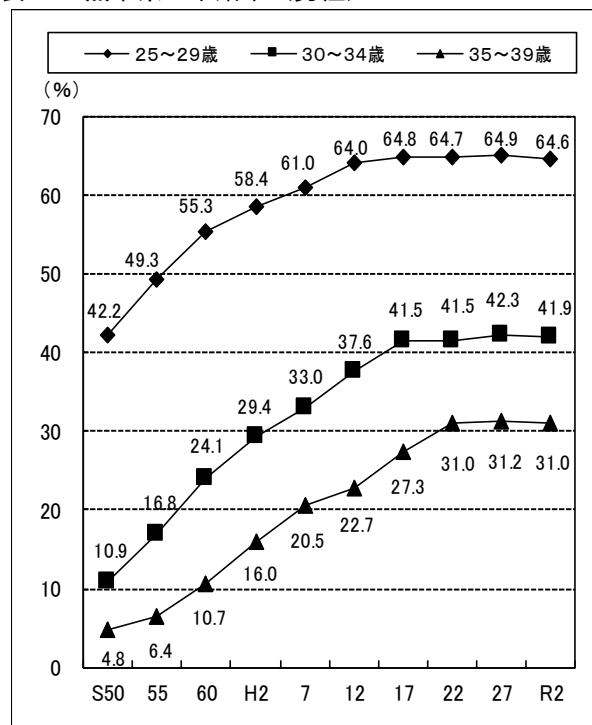
また、各年齢層で男性は女性より7～10ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「令和2年国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「令和2年国勢調査」

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況をみていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146 か国中 118 位と前回より順位を7位上げたが低迷している。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きい。
- 2 県民の8割以上が政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は、前年より0.3ポイント増の39.6%となった。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、前年より0.6ポイント増の11.9%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は、全体で前年より3.4ポイント増加し、28.9%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占める中で、女性労働者における非正規職員の割合は約半数を占め、男性の割合の2.3倍となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

令和6年（2024年）3月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が193か国中24位で前回より順位を5つ下げた。

また、令和6年（2024年）6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、146か国中118位と前回より順位を7つ上げたが依然として低迷している（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、特に政治・経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会や環境の整備が不十分である。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国 名	HDI値	順位	国 名	GGI値
1	スイス	0.967	1	アイスランド	0.935
2	ノルウェー	0.966	2	フィンランド	0.875
3	アイスランド	0.959	3	ノルウェー	0.875
4	香港	0.956	4	ニュージーランド	0.835
5	デンマーク	0.952	5	スウェーデン	0.816
5	スウェーデン	0.952	6	ニカラグア	0.811
7	ドイツ	0.950	7	ドイツ	0.810
7	アイルランド	0.950	8	ナミビア	0.805
9	シンガポール	0.949	9	アイルランド	0.802
10	オーストラリア	0.946	10	スペイン	0.797
：	：	：	：	：	：
19	韓国	0.929	43	米国	0.747
20	ルクセンブルク	0.927	：	：	：
20	米国	0.927	94	韓国	0.696
：	：	：	：	：	：
24	日本	0.920	118	日本	0.663
：	：	：	：	：	：

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2023/2024」（2024 年 3 月）及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report2024」（2024 年 6 月）より作成
測定可能な国数は、HDI は 193 か国、GGI は 146 か国

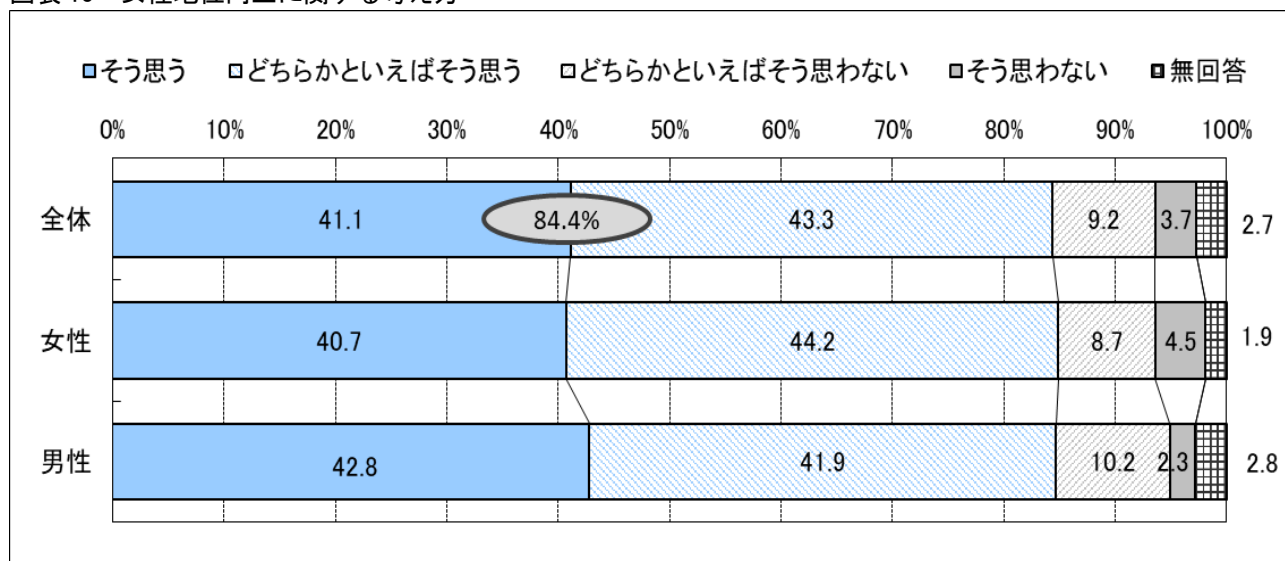
2 政策・方針決定の場における状況

（１）女性の地位向上に関する考え方

●男女ともに８割以上が政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会長やPTAの会長などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H26.11 実施）から 6.9%増加し 84.4%となった（図表 13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

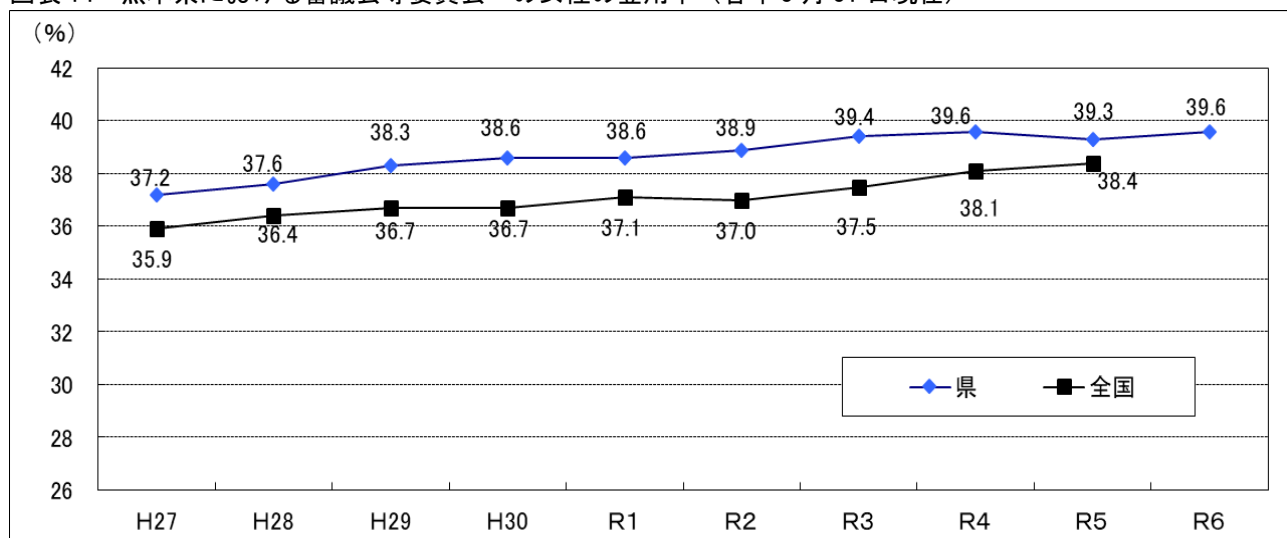
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は前年より0.3ポイント増の39.6%

本県における審議会等委員への女性の登用率は、令和6年(2024年)3月31日現在、前年より0.3ポイント増加し39.6%となった(図表14)。

市町村においては、令和6年(2024年)3月31日現在、25.1%と前年より1.2ポイント増加したものの低い状況にあるため、女性登用率向上に向けては、目標値設定や啓発など積極的な取り組みを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等委員会への女性の登用率(各年3月31日現在)



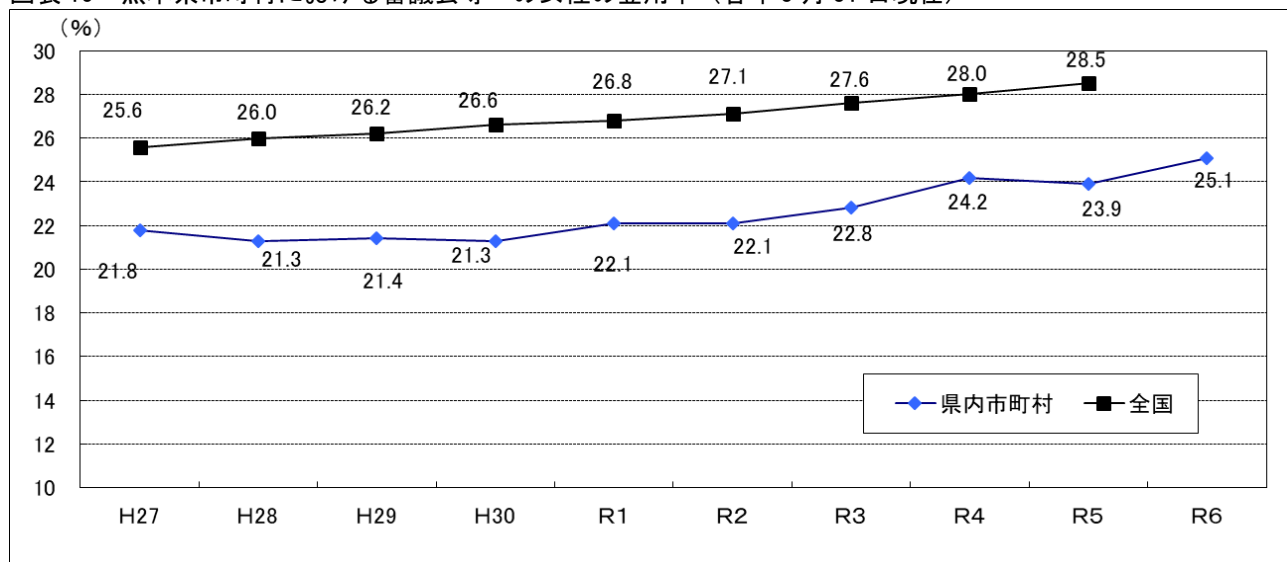
※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

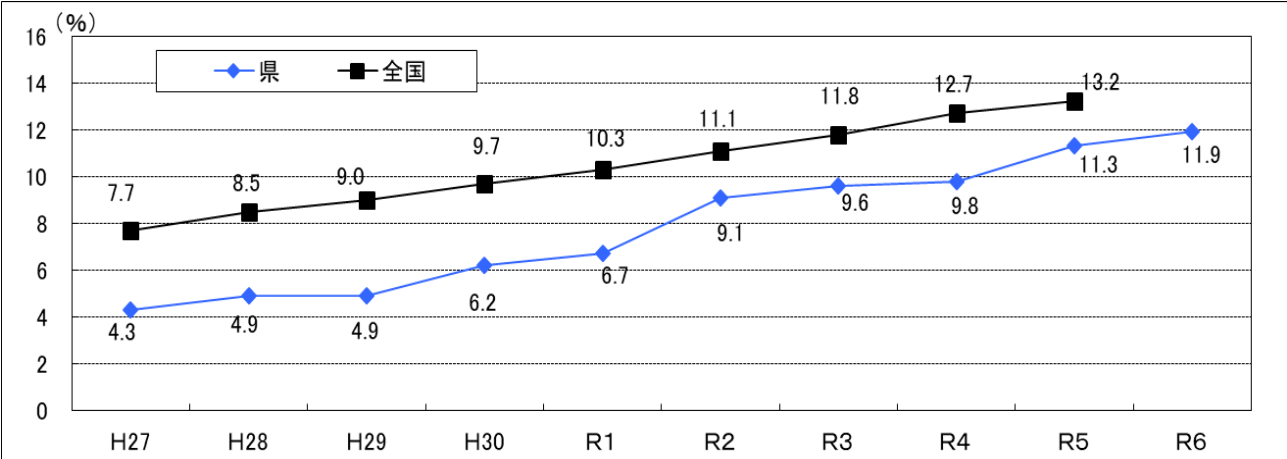
(3) 熊本県における女性の参画状況

●管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より増加

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、令和6年(2024年)4月16日現在、前年より0.6ポイント増の11.9%となった（図表16）。

なお、令和6年(2024年)4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で39.4%、知事部局のみで36.3%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※知事交代に伴い、令和6年の数値は県のみ4月16日時点

※一般行政職以外の職員も計上

※全国の数値は、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

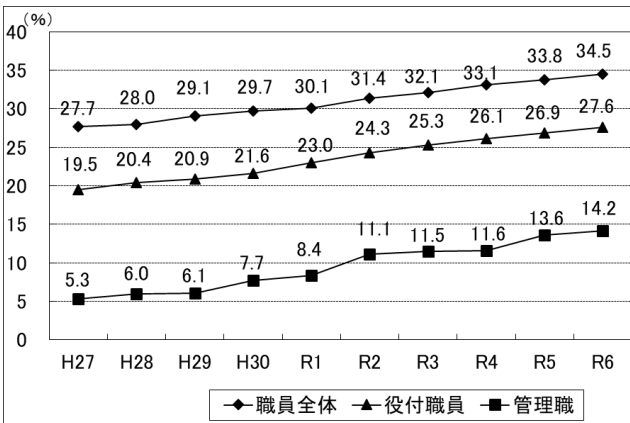
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.6ポイント増の14.2%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.7ポイント増の27.6%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（教職員除く）に占める女性割合の全国比較（各年4月1日現在）

(%)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
熊本県	38.9	33.1	32.4	34.4	39.0	38.5	33.3	42.7	38.6	39.4
全国	31.9	34.4	35.3	35.1	35.3	36.6	38.5	39.3	41.6	—
【参考】知事部局	42.3	42.3	42.0	38.1	40.9	38.5	32.3	47.4	40.1	36.3

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※令和6年の全国の数値は、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

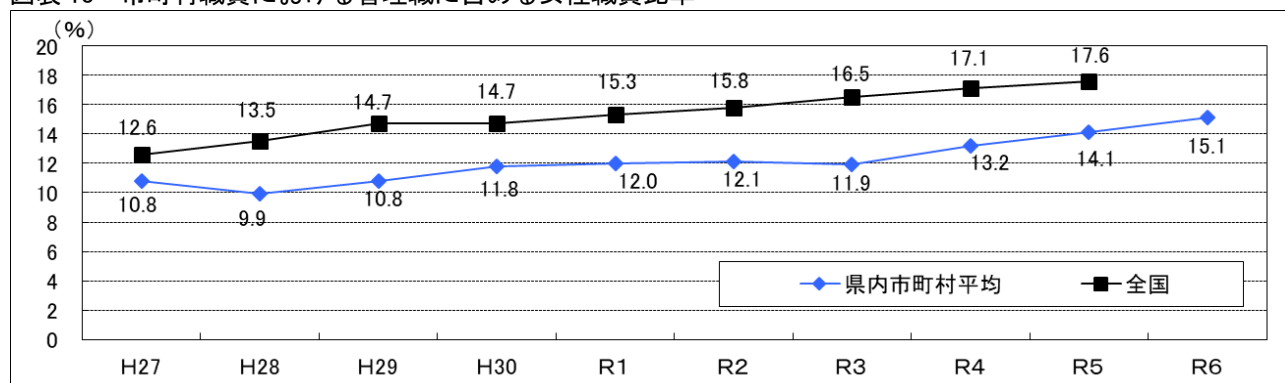
（４）市町村における女性の参画状況

●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は前年より増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、令和6年(2024年)4月1日現在、県内市町村平均で15.1%となり、前年度より1.0ポイント増加した（図表18）。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、47.0%となっている（図表19）。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理または監督の地位）にある職員のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義）概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※令和6年の全国の数値は、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市町村合計	38.9%	43.4%	38.2%	45.1%	38.0%	45.0%	38.6%	42.4%	44.3%	47.0%

熊本県男女参画・協働推進課調べ

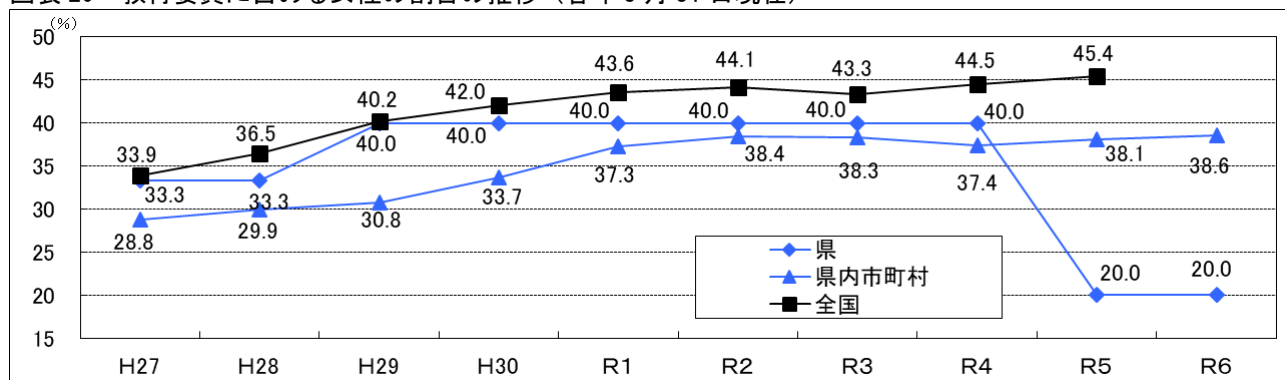
（５）教育分野における女性の参画状況

●本県教育委員に占める女性の割合は20.0%

本県の教育委員は、令和6年(2024年)3月31日現在、5人中女性は1人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は38.6%となり、前年より0.5ポイント増加した（図表20）。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※県教育委員の総数は、平成28年までは6名、平成29年からは5名で、うち女性は令和4年まで2名の就任

※全国の数値は都道府県の平均値であり、令和6年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

熊本県男女参画・協働推進課調べ

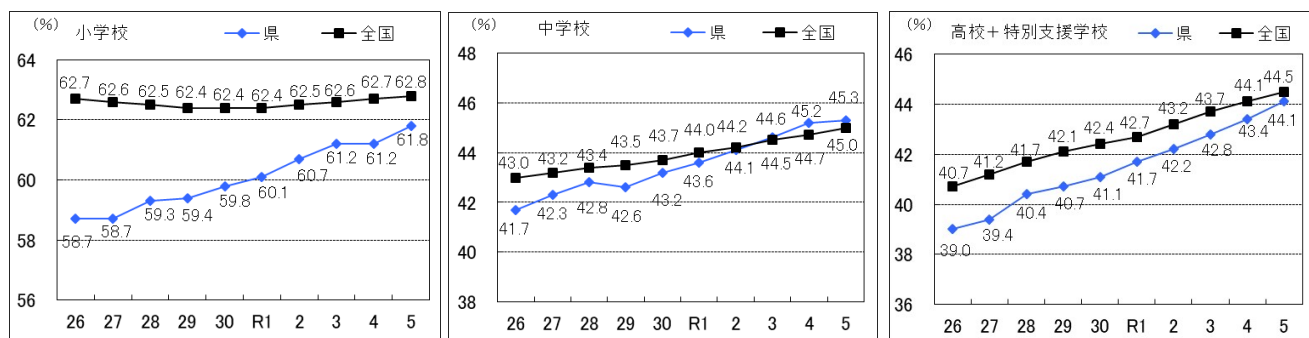
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において前年より増加した

公立学校の教員に占める女性の割合は、令和5年度(2023年度)は小学校が61.8%、中学校が45.3%、高校・特別支援学校は44.1%となり、中学校は全国平均を上回っている(図表21)。

また、管理職(校長、副校長、教頭)の女性比率は、令和5年度(2023年度)は小学校24.4%、中学校11.9%、高校・特別支援学校17.6%となっており、すべて全国平均を下回っている(図表22)。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を図り、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体で56.1%と前年度より0.2ポイント減少した(図表23)。

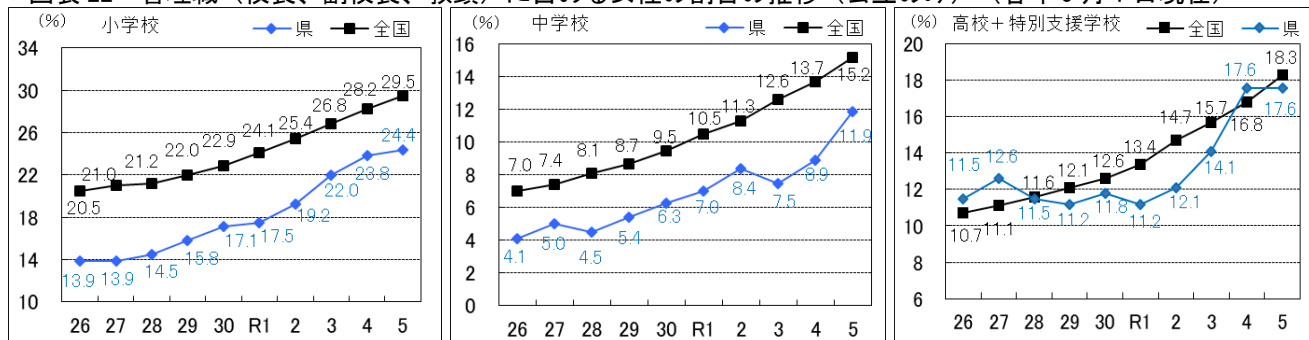
図表21 教員に占める女性の割合の推移(各年5月1日現在)



※公立学校の教員(本務者)を集計

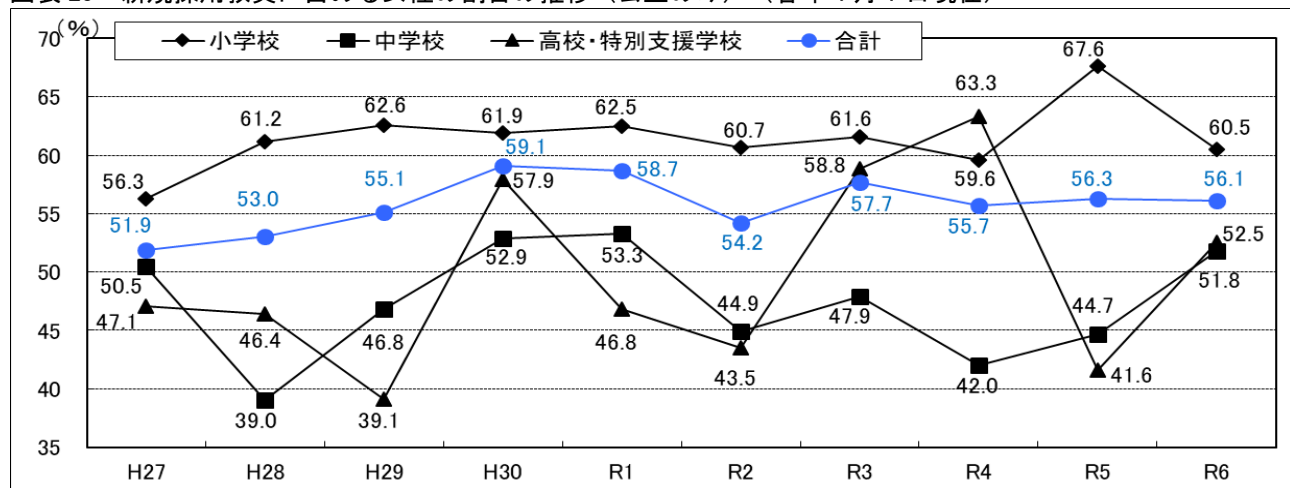
文部科学省「令和5年度学校基本調査」

図表22 管理職(校長、副校長、教頭)に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年5月1日現在)



文部科学省「令和5年度学校基本調査」

図表23 新規採用教員に占める女性の割合の推移(公立のみ)(各年4月1日現在)



熊本県男女参画・協働推進課調べ

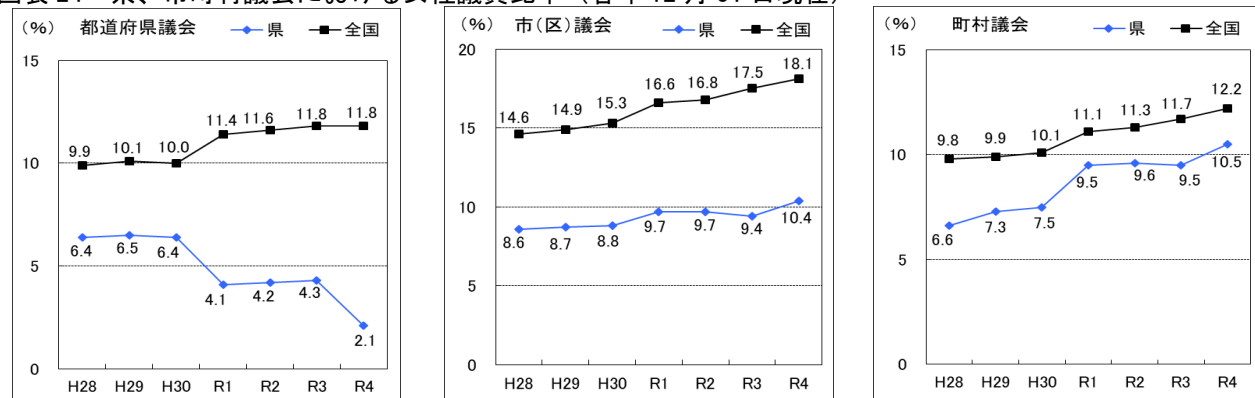
(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

市議会、町村議会における女性議員比率は、調査時点においていずれも初めて10%を超えたが、全国平均を下回っている(図表24)。県議会は、2.1%と、全国平均と大きく乖離している。

なお、県議会においては、令和5年(2023年)4月9日投開票の一般選挙で、女性議員は1名から5名に増え、女性議員比率は過去最高の10.2%となっている。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率(各年12月31日現在)



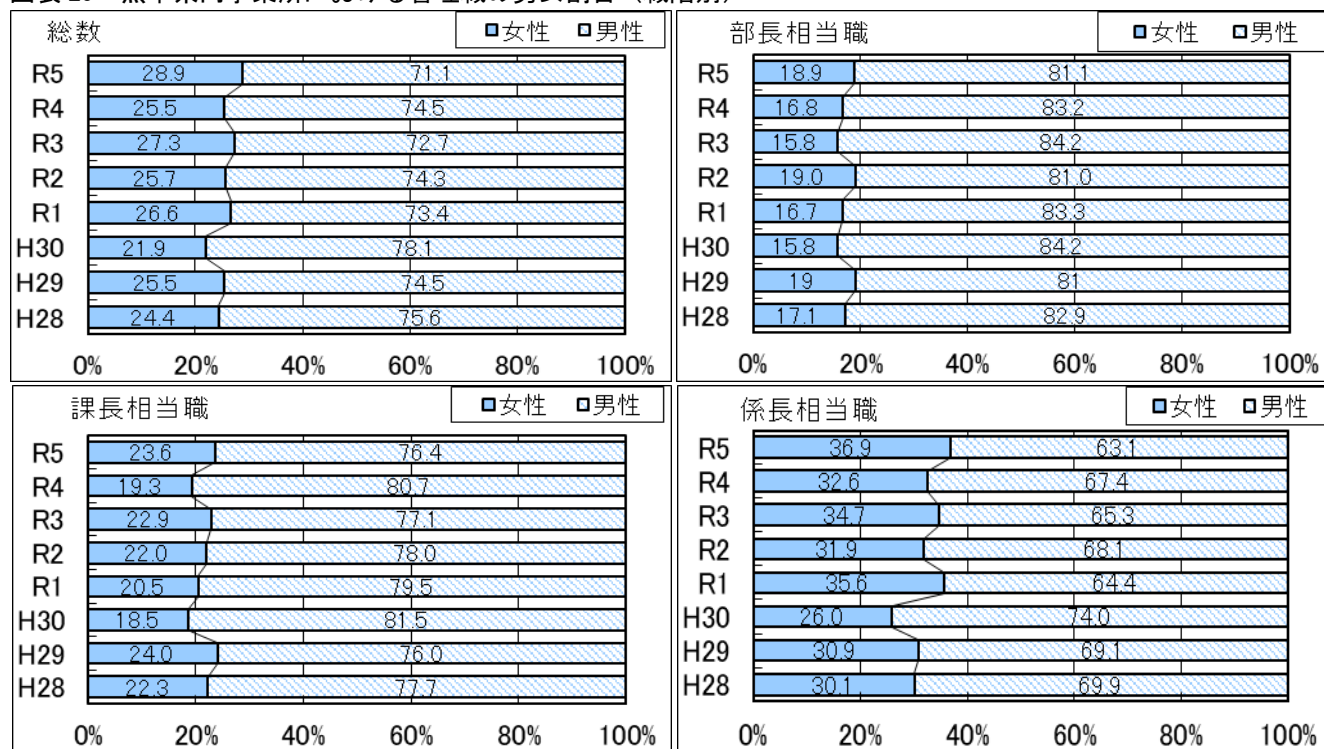
内閣府「令和5年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は28.9%で、前年比3.4ポイント増加

令和5年度の県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全ての職階で増加し、全体でも28.9%となり前年より3.4ポイント増加した(図表25)。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合(職階別)



熊本県労働雇用創生課「令和5年度熊本県労働条件等実態調査」

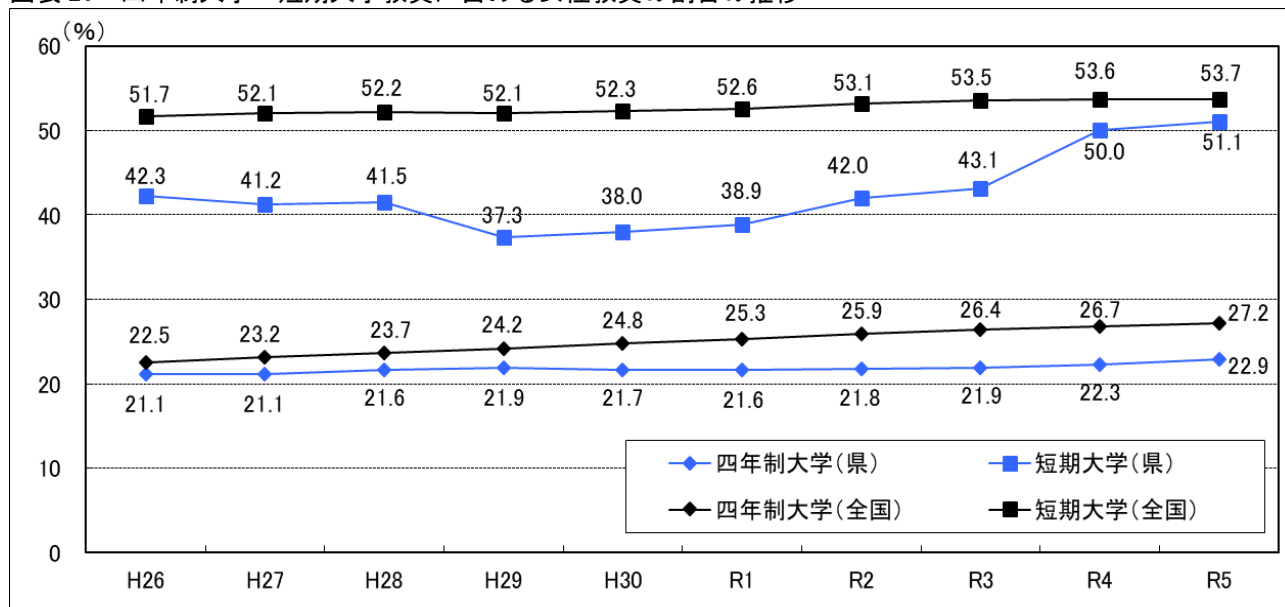
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均を下回る

令和5年の本県の四年制大学における女性教員の割合は、22.9%と前年度より0.6ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、51.1%と前年度よりも1.1ポイント増加し、全国との差は小さくなっている（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「令和5年学校基本調査」

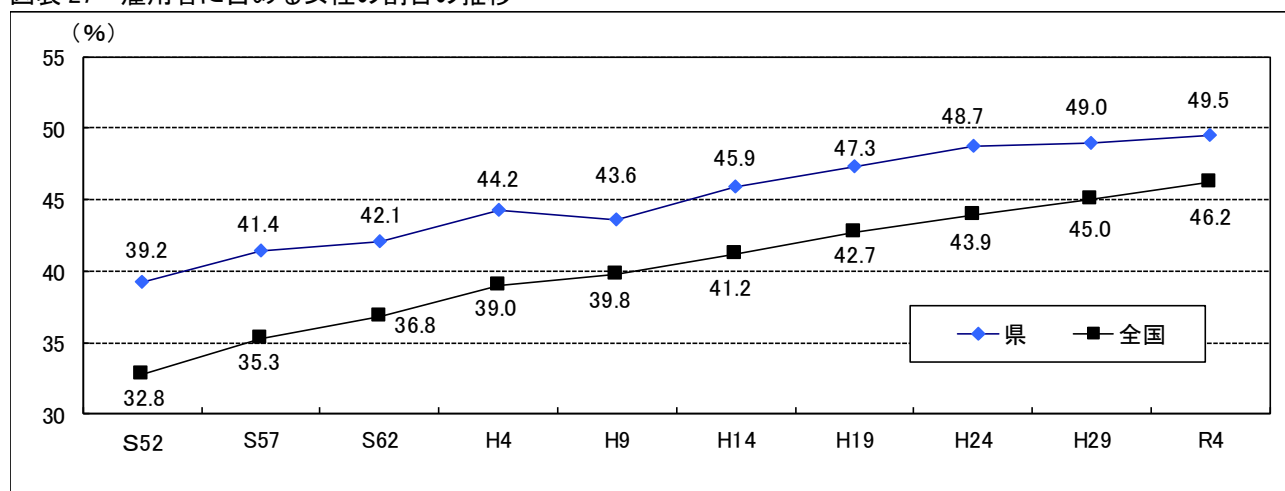
3 就業・雇用分野における状況

(1) 雇用者に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、令和4年(2022年)には49.5%と、雇用者のほぼ半数が女性となっている（図表27）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「令和4年就業構造基本調査」

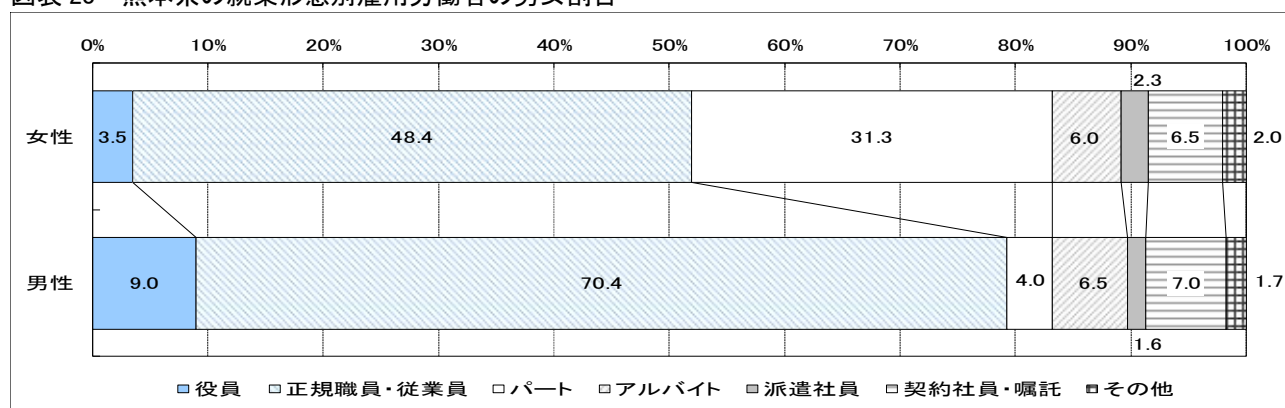
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者のうち、半数近くが非正規職員となっている

令和4年の本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、男性70.4%に対し女性48.4%となっている。

また、女性労働者のうちパート等非正規職員の割合は約半分を占めている(図表28)。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際には、パートタイム等の労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



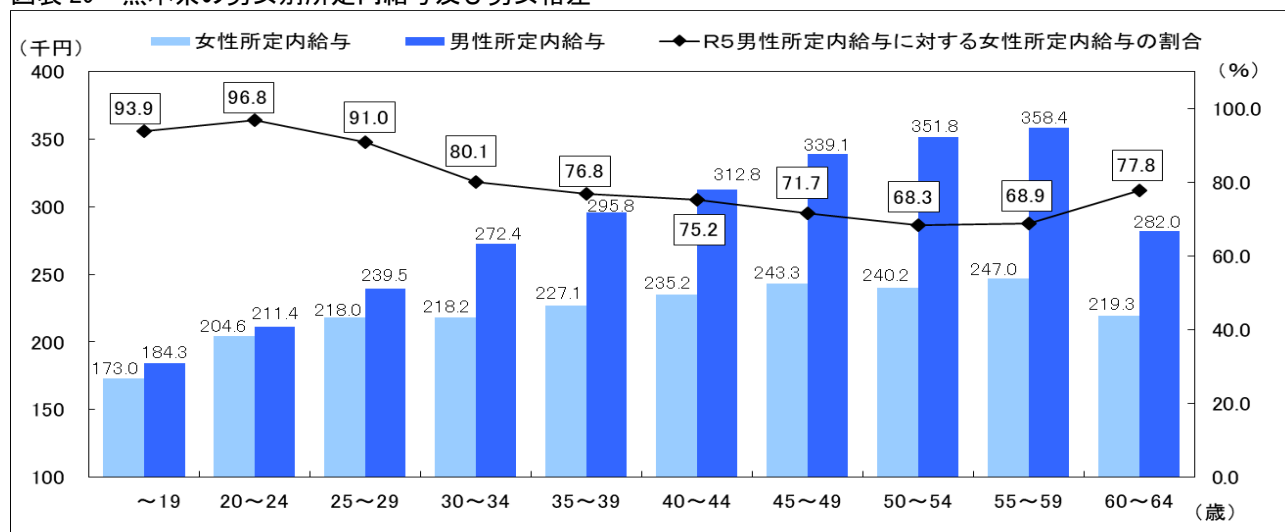
総務省「令和4年就業構造基本調査」

(3) 男女別所定内給与

●男性と女性の給与の割合は30歳代から差が開きはじめる

令和5年の本県における女性の所定内給与と男性の所定内給与との差は、10歳代、20歳代では比較的小さいが、30歳代から差が開き始める。また、男性の所定内給与は55～59歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は20歳代後半以降ほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える55～59歳の所定内給与では、男性358.4千円に対し女性247.0千円と111.4千円の差が生じている。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間での賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働等に女性が多いことが一因と考えられる(図表29)。

図表29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

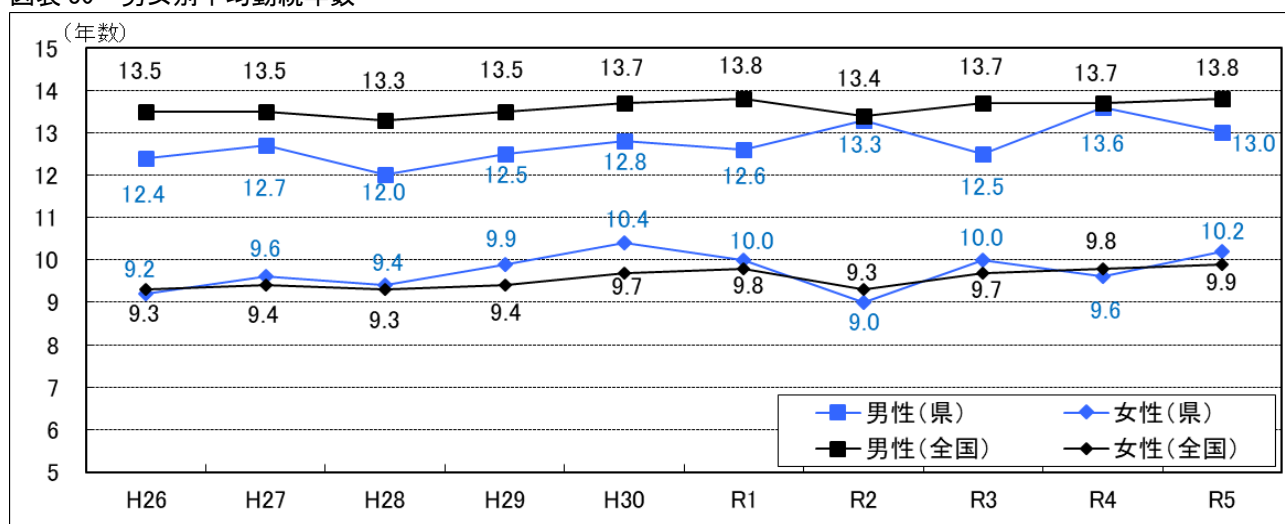
厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

(4) 男女別平均勤続年数

●本県の女性の平均勤続年数は前年より増加

令和5年の男女別の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より0.6年増の10.2年、男性は0.6年減の13.0年となり、その差は2.8年と縮小した。ここ数年の変化については、新型コロナウイルス感染症や災害の影響も考えられることから、引き続き注視するとともに、女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である(図表30)。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

トピックは後日掲載

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員、農業委員の割合はともに横ばいで、依然として低い

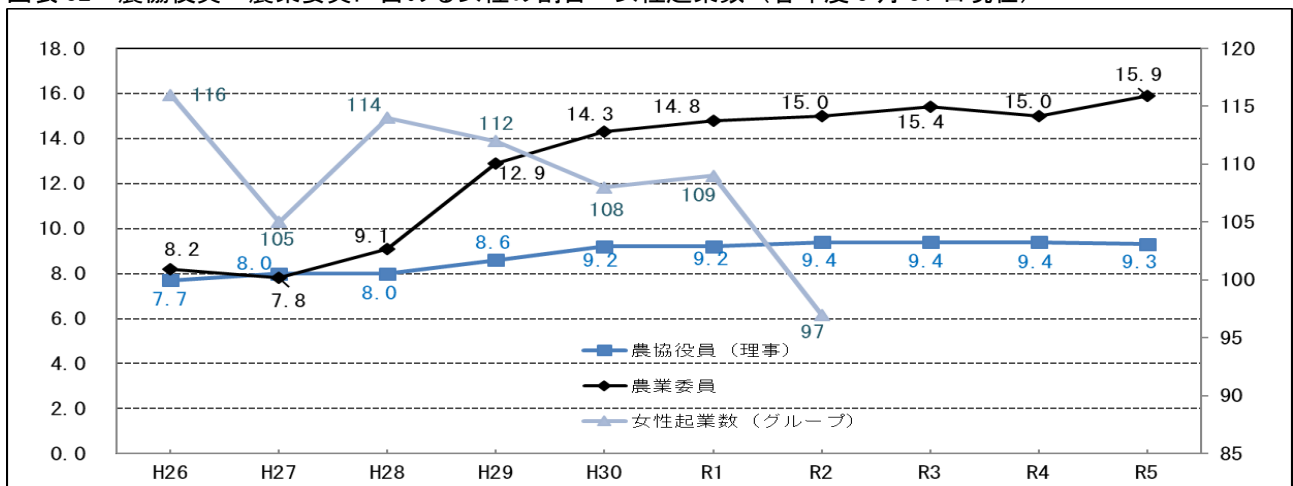
農業就業人口に占める女性の割合は、44.3%とほぼ半数となっており重要な担い手となっている。一方で、家族経営協定締結農家数は前年より減少、農協役員に占める女性の割合は9.3%と横ばい、農業委員に占める女性の割合は15.9%と、就業比率からみると依然として低い（図表31～33）。

本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定への女性の参画を加速していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

	調査時点	女性の割合	出 典
農業就業人口	R2.2.1	44.3%	R2農林業センサス
林業就業者	R2.10.1	16.4%	R2年国勢調査
漁業就業者	R5.11.1	20.0%	R5漁業センサス

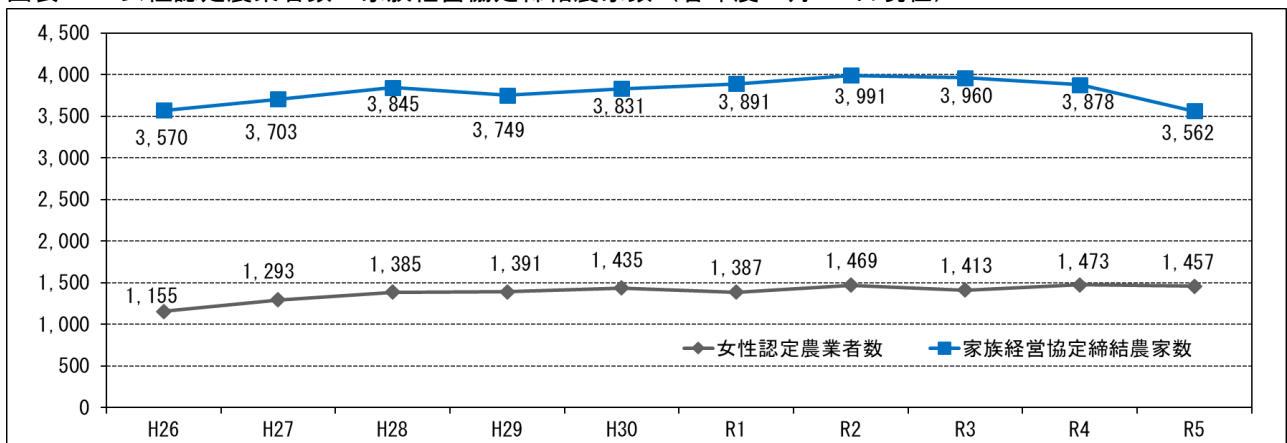
図表32 農協役員・農業委員に占める女性の割合・女性起業数（各年度3月31日現在）



※女性起業数(グループ)は令和2年の調査をもって終了

熊本県団体支援課、担い手支援課調べ

図表33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数（各年度3月31日現在）



※R5年の「女性認定農業者数」は暫定値

熊本県担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、令和6年(2024年)4月時点の自治会長に占める女性の割合は、3.5%と依然として低い状況のまま推移している。また、PTA会長に占める女性の割合は、特別支援学校を含め前年より0.2ポイント増加し17.6%となったものの、方針決定への女性の参画は十分とは言えない(図表34)。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表 34 熊本県の地域活動における女性割合

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自治会長	H27.4	4,461	115	2.6	熊本県男女参画・協働推進課調べ
	H28.4	4,606	111	2.4	
	H29.4	4,616	129	2.8	
	H30.4	4,572	129	2.8	
	H31.4	4,575	136	3.0	
	R2.4	4,558	151	3.3	
	R3.4	4,556	156	3.4	
	R4.4	4,654	155	3.3	
	R5.4	4,656	157	3.4	
	R6.4	4,655	161	3.5	
PTA会長	H27.6	589	43	7.3	熊本県社会教育課調べ ※公立の小学校・中学校・高校 ※H31.4より特別支援学校含む
	H28.6	596	39	6.5	
	H29.4	596	39	6.5	
	H30.4	566	48	8.5	
	H31.4	567	70	12.3	
	R2.6	561	65	11.6	
	R3.4	564	68	12.1	
	R4.4	569	82	14.4	
	R5.4	557	97	17.4	
	R6.4	557	98	17.6	
民生委員・児童委員	H27.4	4,100	2,509	61.2	熊本県健康福祉政策課調べ (～H28) 熊本県社会福祉課調べ (H29～R3) 熊本県地域支え合い支援室調べ (R4～)
	H28.4	4,095	2,524	61.6	
	H29.4	4,097	2,578	62.9	
	H30.4	4,106	2,588	63.0	
	H31.4	4,107	2,601	63.3	
	R2.4	4,070	2,651	65.1	
	R3.4	4,068	2,663	65.5	
	R4.4	4,081	2,677	65.6	
	R5.4	3,994	2,661	66.6	
	R6.4	4,029	2,701	67.0	

Ⅱ 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年（2024年）4月1日施行）で、保護命令の対象に精神的・経済的な暴力を加え、違反した場合の罰則を強化するなど、保護命令制度が拡充・強化された。ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,456件となり、前年より353件減少した。
- 2 児童虐待相談件数は前年より減少し2,739件となった。
- 3 本県の人工妊娠中絶実施率は、前年から0.3ポイント増加の6.6となり、依然として全国平均を上回っている。
- 4 県内地域の防災組織に占める女性の割合は、消防団員及び自主防災組織会長ともに3%台で依然として低い状況にある。

1 女性に対する暴力の状況

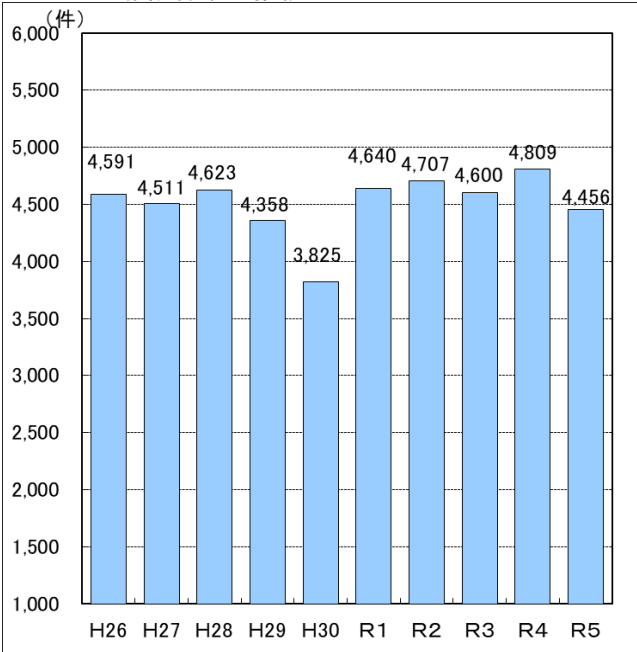
（1）DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数は前年より減少

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年から353件減少し、4,456件となった（図表35）。

相談窓口別に見ると県女性相談センターのみ増加し、その他の相談機関では、全て相談件数は減少した（図表36）。

図表35 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表36 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

	熊本県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター） ○県福祉総合相談所	県男女共同参画相談室	県警察本部 ○各警察署対応分も含む （※1、※2）	女性の人権ホットライン ○熊本県地方検察局（※1）	熊本市男女共同参画センター 総合相談室（※3）	各市福祉事務所等	県広域本部・地域振興局	合計
H26	1,015	47	773	108	156	2,402	90	4,591
H27	990	49	781	80	114	2,351	146	4,511
H28	885	41	626	76	100	2,812	83	4,623
H29	794	79	485	35	97	2,785	83	4,358
H30	892	41	511	44	45	2,224	68	3,825
R1	848	17	448	23	—	3,242	62	4,640
R2	656	24	641	52	—	3,271	63	4,707
R3	676	26	651	43	—	3,064	140	4,600
R4	925	26	603	29	—	3,010	216	4,809
R5	953	17	517	28	—	2,805	136	4,456

※1 暦年集計、※2 新規認知事案件数、

※3 令和元年度から「一般相談」を廃止しDV相談のみを熊本市に移管したため対象となる数値計上なし

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

令和5年(2023年)に熊本県警が対応したDV事案件数は、517件で前年に比べ86件減少した(図表37)。

図表37 熊本県警察におけるDV事案対応状況(暦年集計)

	対応件数	書面提出要求※	裁判所からの保護命令通知					裁判所からの保護命令違反検挙					他法令検挙
			被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	被害者への接近禁止	被害者の子への接近禁止	被害者の親族等への接近禁止	被害者への電話等の禁止	退去	
H26	773	61	55	37	29	55	19	1	0	0	0	0	122
H27	781	90	73	43	22	69	20	1	0	0	0	0	127
H28	626	56	55	33	15	53	16	1	0	0	0	1	163
H29	485	53	42	26	15	40	17	0	0	0	1	0	94
H30	511	32	28	20	10	27	14	1	0	0	0	0	113
R1	448	52	46	28	20	43	22	2	0	0	0	1	102
R2	641	33	29	18	10	28	9	0	1	0	1	0	82
R3	651	26	23	12	7	21	9	0	0	0	1	1	91
R4	603	41	32	20	11	29	14	0	0	0	0	1	80
R5	517	33	33	26	17	29	14	0	0	0	0	0	59

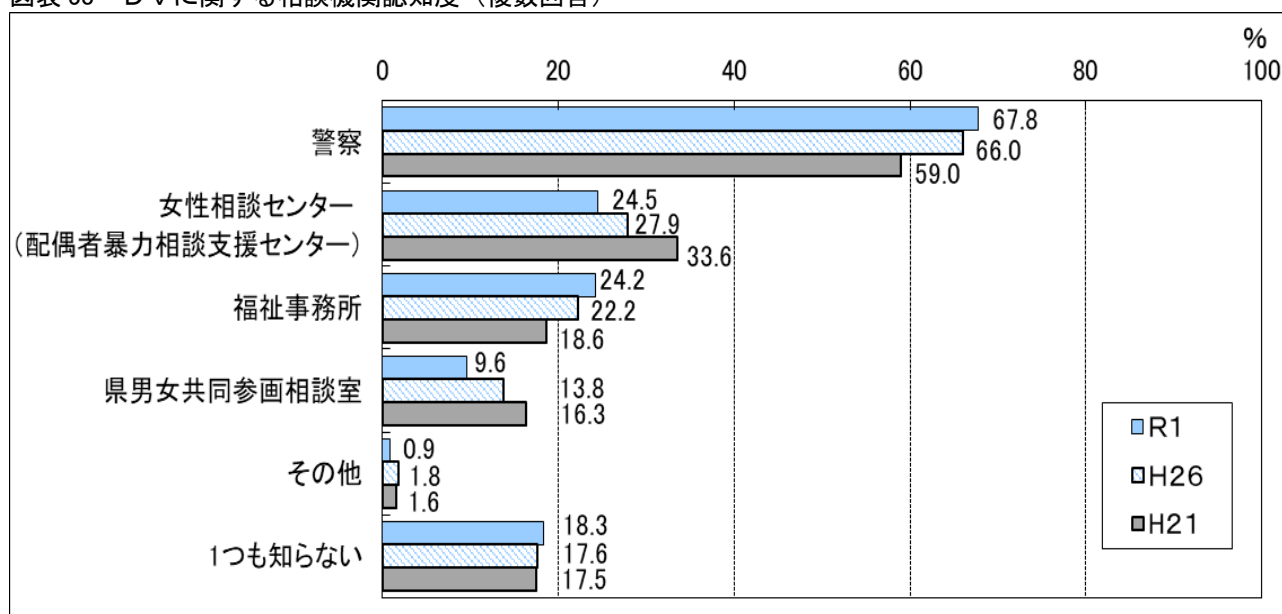
※警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が67.8%で突出している

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が平成26年(2014年)調査から1.8ポイント増加し67.8%で突出している。次いで女性相談センターが3.4ポイント減少し24.5%、福祉事務所は2.0ポイント増加し24.2%となった。

一方で、18.3%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある(図表38)。

図表38 DVに関する相談機関認知度(複数回答)



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(R1.11実施)

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数は前年より減少、性犯罪認知件数は前年より増加

令和5年(2023年)の熊本県警におけるストーカー認知件数は、285件と前年に比べ72件減少した。また、性犯罪の認知件数は117件で、前年より49件と大幅に増加した(図表39)。

図表39 熊本県警察におけるストーカー事案・性犯罪(強制性交等罪と強制わいせつ罪)対応状況(暦年集計)

・ストーカー事案

年	認知 件数	警告	仮の 命令 (※)	禁止 命令	検挙件数			
					命令 違反	行為罪	他法令	
H26	413	19	0	1	26	0	3	23
H27	445	23	0	1	43	0	3	40
H28	292	16		0	29	0	2	27
H29	228	12		10	28	1	5	22
H30	294	23		14	35	0	2	33
R1	283	23		22	30	2	9	19
R2	425	29		32	40	0	16	24
R3	410	14		36	54	3	14	37
R4	357	11		33	44	2	7	35
R5	285	8		21	27	1	3	23

・性犯罪

年	認知 件数	検挙 件数
H26	91	70
H27	83	70
H28	68	59
H29	76	62
H30	58	48
R1	53	50
R2	62	49
R3	77	70
R4	68	62
R5	117	76

※仮の命令：緊急を要する場合に聴聞手続きを経ずに発する命令、
平成28年改正により廃止

熊本県警察本部刑事企画課調べ

熊本県警察本部人身安全対策課調べ

トピックは後日掲載

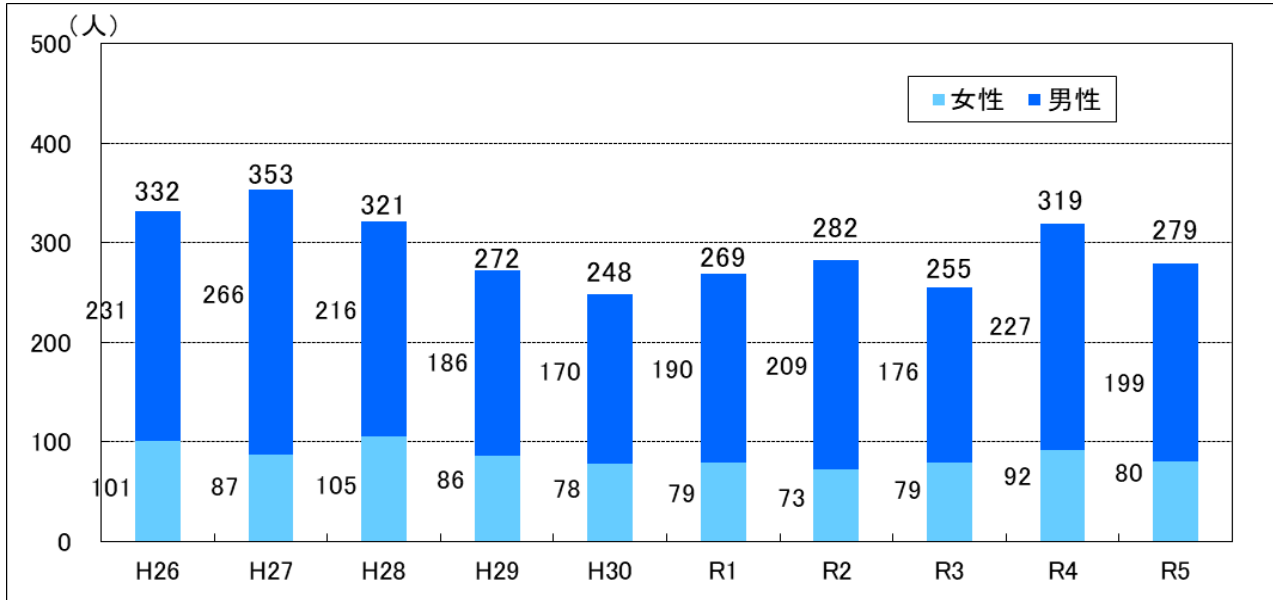
2 自殺、児童虐待の状況

(1) 自殺者数の推移

●県内の自殺者数は前年より減少

本県における令和5年(2023年)の自殺者数は279人で、前年と比べ男性は28人、女性は12人減少した(図表40)。女性の割合は、概ね30%で推移している。

図表40 熊本県における自殺者数の推移(暦年集計)



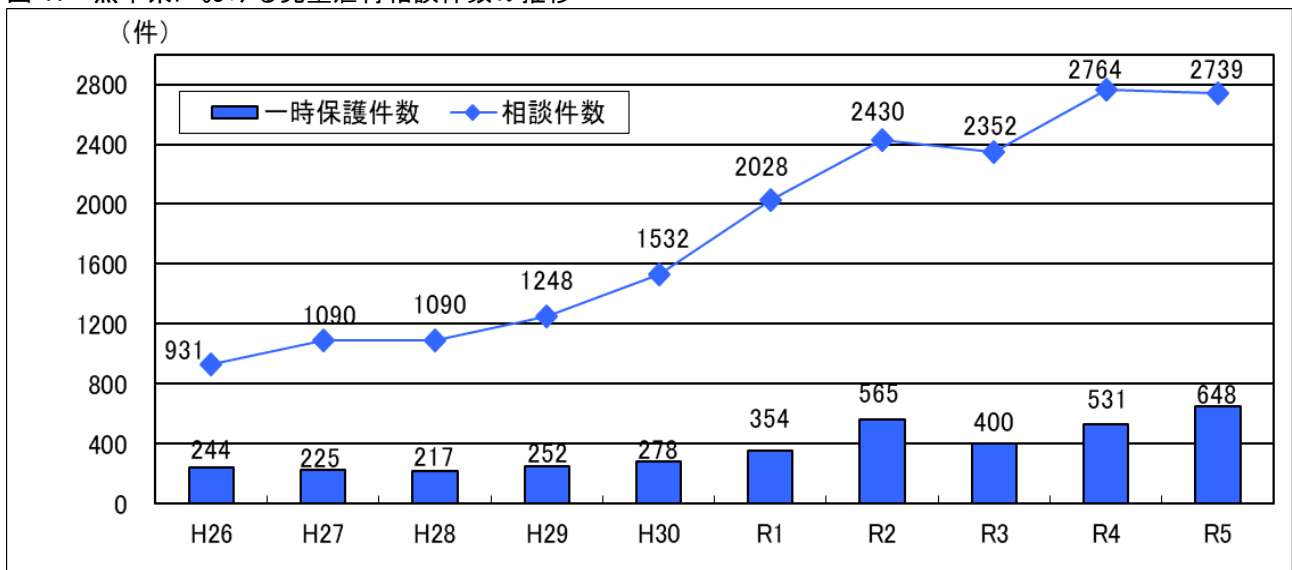
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は高止まりの状態

令和5年度(2023年度)に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は2,739件で、前年と同水準となっている(図表41)。

図41 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

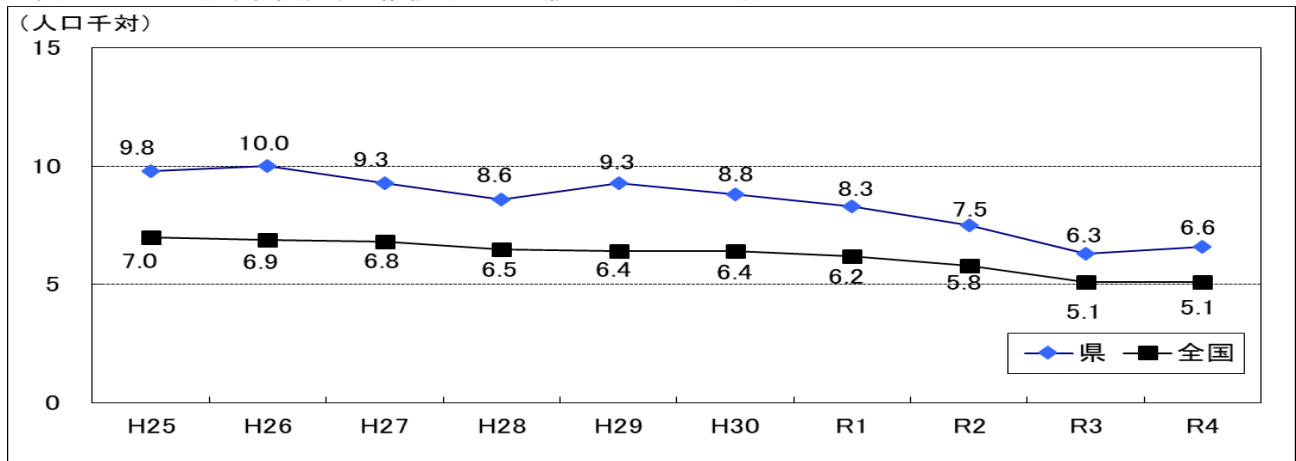
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、依然として全国平均を上回っている

本県の令和4年度(2022年度)人工妊娠中絶実施率(15～49歳の女子人口千対)は6.6と前年より0.3ポイント増加し、依然として全国平均を上回っている(図表42・43)。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちから正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表42 人工妊娠中絶実施率の推移(15～49歳の女子人口千対)



厚生労働省「令和4年度衛生行政報告例」

図表43 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

		総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
件数	熊本県	2,030	157	456	437	399	396	176	9
	全国	122,725	9,569	30,544	26,153	22,287	21,947	11,079	1,127
実施率 (人口千対)	熊本県	6.6	4.0	12.7	12.1	10.0	8.3	3.4	0.2
	全国	5.1	3.6	10.0	8.4	7.1	6.2	2.8	0.2
	差	1.5	0.4	2.7	3.7	2.9	2.1	0.6	0.0

厚生労働省「令和4年度衛生行政報告例」

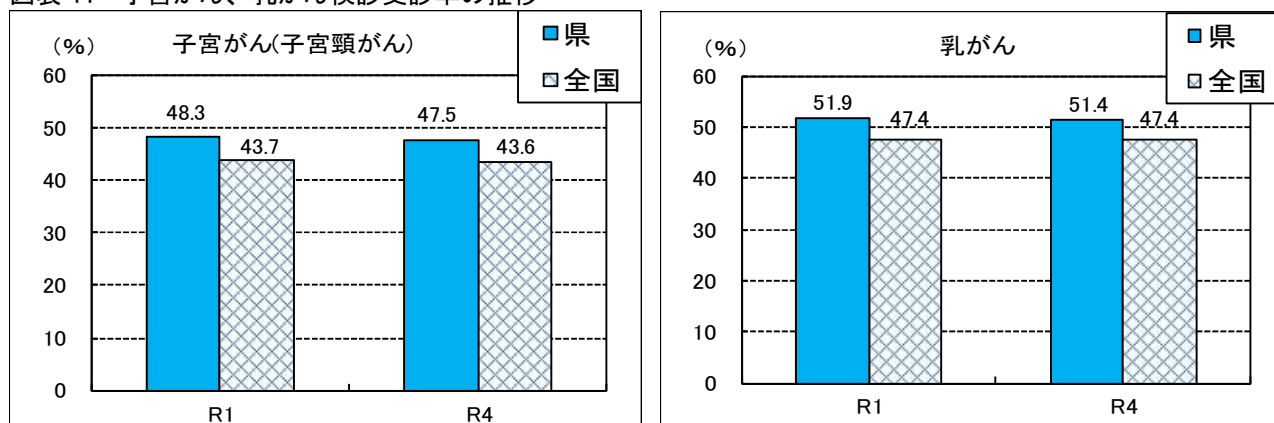
(2) 子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん（子宮頸がん）、乳がんの検診受診率はともに全国平均を上回る

令和4年(2022年)の本県における子宮がん（子宮頸がん）検診受診率は47.5%、乳がんの検診受診率は51.4%と令和元年(2019年)よりも若干減少したものの、いずれも全国平均を上回っている（図表44）。

令和5年(2023年)の本県の子宮がん（子宮頸がん）の年齢調整死亡率は27位、乳がんの年齢調整死亡率は12位で、いずれも順位を上げている（図表45）。

図表44 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診はH25調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん（20～69歳）乳がん（40～69歳）共に過去年間に受診したことがある女性

熊本県健康づくり推進課調べ

図表45 子宮がん、乳がんの年齢調整死亡率（75歳未満）

	子宮がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)			乳がんの年齢調整死亡率(女性人口10万対)		
	年齢調整死亡率	順位	全国	年齢調整死亡率	順位	全国
H26	5.6	41位	4.9	10.7	30位	10.7
H27	4.3	15位	4.9	11.5	38位	10.7
H28	5.6	43位	4.7	10.4	22位	10.7
H29	4.4	14位	4.8	11.0	33位	10.7
H30	4.5	18位	4.9	10.9	30位	10.7
R1	5.7	36位	5.1	11.4	34位	10.6
R2	4.9	21位	5.0	11.0	39位	10.2
R3	5.2	34位	4.9	9.6	28位	9.9
R4	5.7	35位	5.1	10.8	32位	10.4
R5	5.1	27位	5.1	8.7	12位	10.0

※年齢調整死亡率：年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（人口動態統計）

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●地域の防災組織に占める女性の割合は3%程度と低い

令和6年(2024年)4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.6%と前年と比べ0.4ポイント増加(図表46)、自主防災組織会長における女性の割合は3.4%と前年より0.2ポイント増加しているが、ともに依然として低い状況にある。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である(図表47)。

図表46 消防団員における女性割合(各年4月1日時点)

	調査年	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
消防団員	H27	34,369	764	2.2	熊本県消防保安課 調べ
	H28	34,135	777	2.3	
	H29	33,507	774	2.3	
	H30	33,015	735	2.2	
	R1	32,194	778	2.4	
	R2	31,567	796	2.5	
	R3	30,860	854	2.8	
	R4	29,841	864	2.9	
	R5	28,773	921	3.2	
	R6	27,996	1,003	3.6	

図表47 自主防災組織会長における女性割合(各年4月1日時点)

	調査時点	全体 [人]	うち女性 [人]	女性の割合 [%]	備 考
自主防災組織会長	H27	3,083	76	2.5	熊本県男女参画・ 協働推進課調べ
	H28	3,307	81	2.4	
	H29	3,402	89	2.6	
	H30	3,474	94	2.7	
	R1	3,421	87	2.5	
	R2	3,631	100	2.8	
	R3	3,634	102	2.8	
	R4	3,659	123	3.4	
	R5	3,672	119	3.2	
	R6	3,687	124	3.4	

Ⅲ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については減少してきているが依然として根強く残っており、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用情勢の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保することが可能になる。このため、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備する必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 県民の6割近くが「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、82.9%となった。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は妻に比べ大幅に短い。
- 4 県内事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の取組内容は、「休暇取得の促進」「残業の削減」が6割を超えている。
- 5 育児休業取得率は、女性が前年より1.4ポイント増の99.2%、男性が14.8ポイント増の37.2%となり、ともに全国平均を上回っている。

1 県民の男女共同参画に対する意識

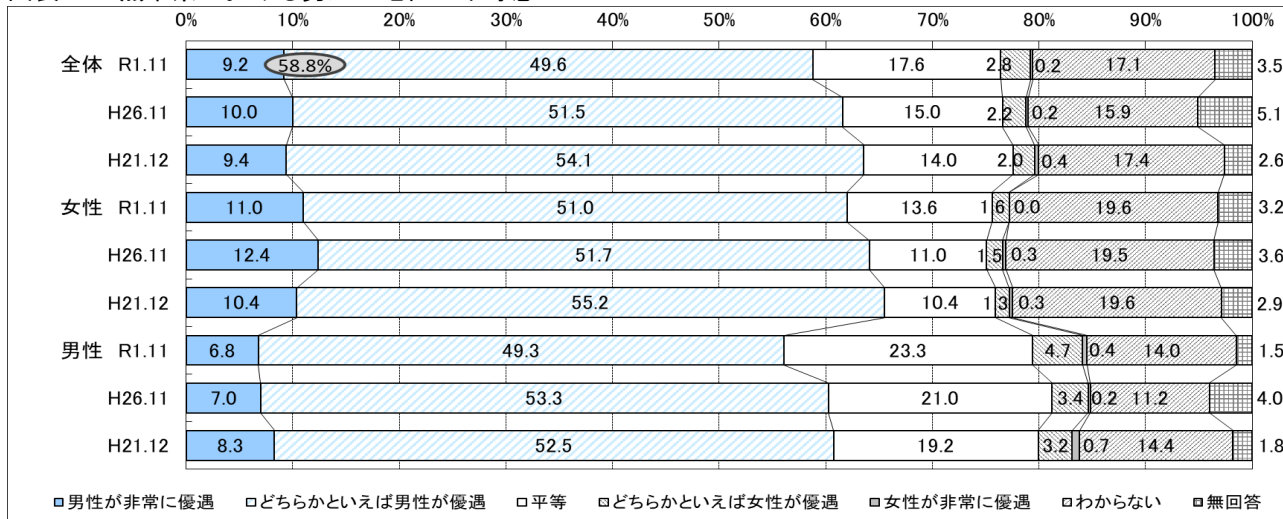
（1）男女の地位の平等感

●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として58.8%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が58.8%で、依然としていまだ6割近くの人が男性優遇の社会であると考えている（図表48）。

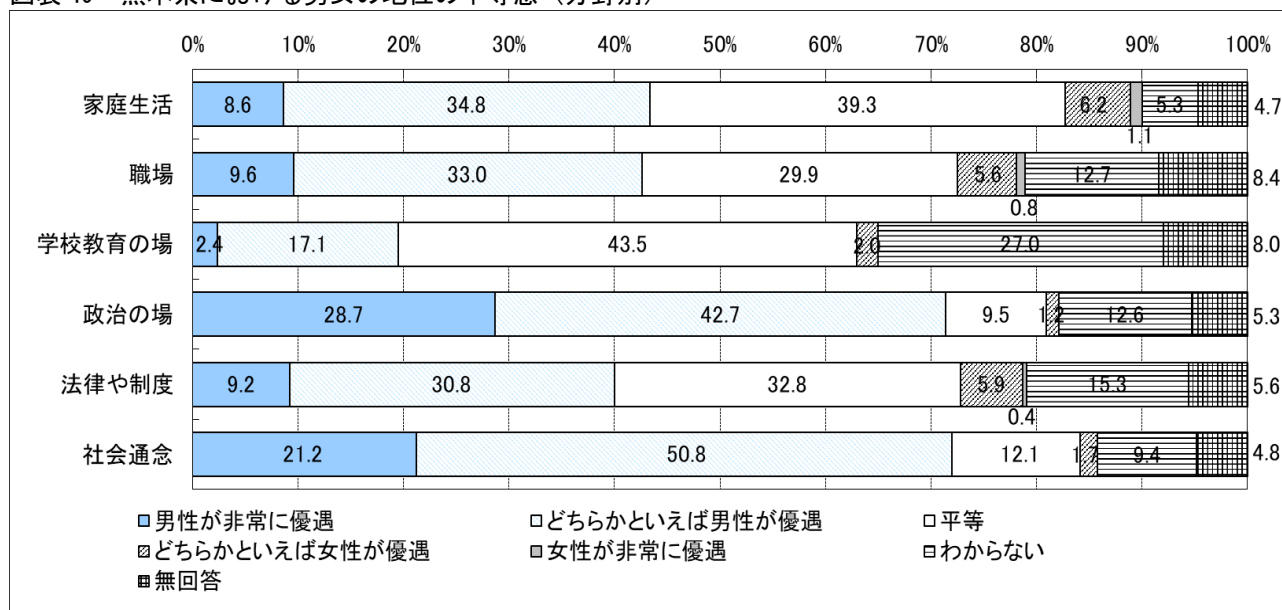
分野別にみると「社会通念」、「政治の場」では7割以上、「職場」、「家庭生活」においても4割を超える人が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の72.0%が男性の方が優遇されていると感じている。最も平等感が高い「学校教育の場」では43.5%が平等と感じており、男性優遇と感じる人は19.5%となっている（図表49）。

図表 48 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

図表 49 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11 実施）」

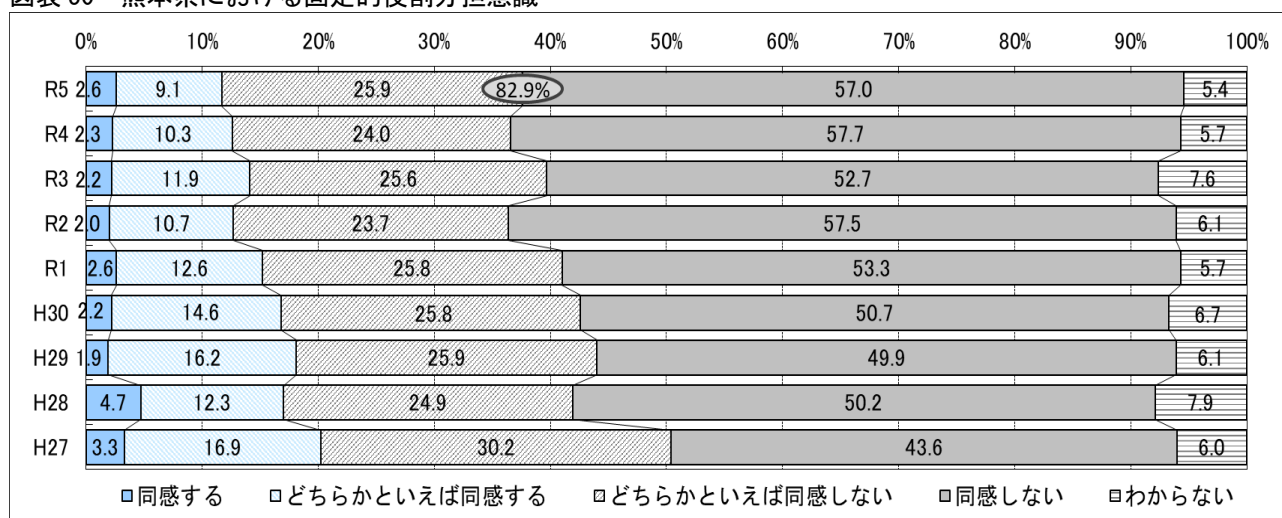
（２）固定的性別役割分担意識

●「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人の割合は82.9%

令和5年(2023年)県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より1.2ポイント増加し、82.9%となった。また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は11.7%で、前年調査より0.9ポイント減少した。

「同感する」や「どちらかといえば同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は男女共同参画社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合が継続的に増えていくよう、今後も男女共同参画の意識啓発を行う必要がある（図表50）。

図表 50 熊本県における固定的役割分担意識

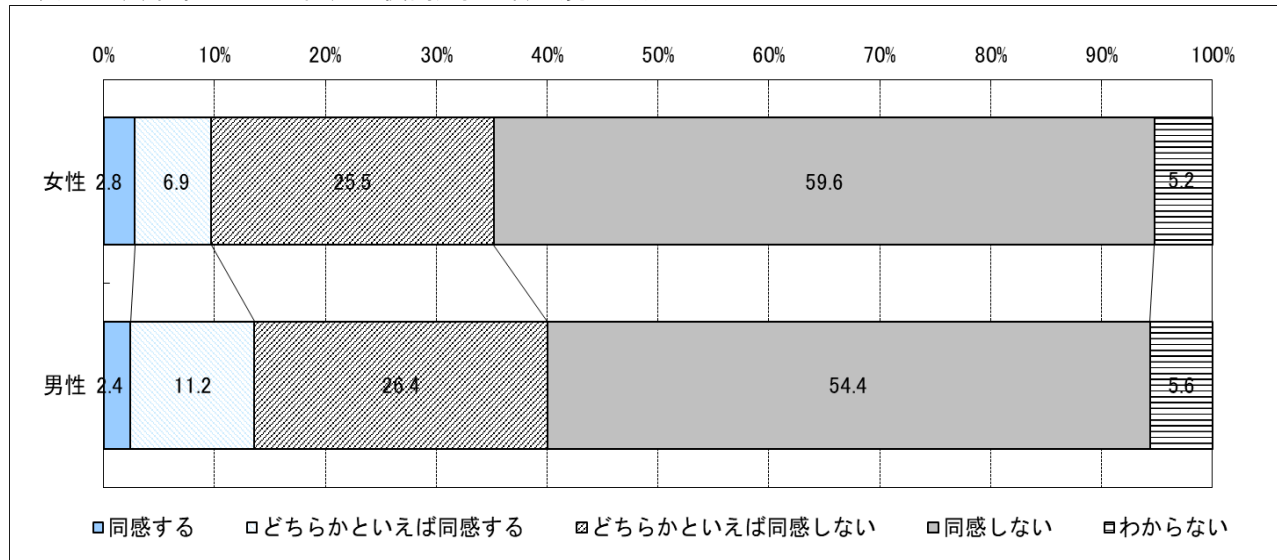


熊本県企画課「2023 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 9.7%、男性 13.6%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを啓発していく必要がある(図表 51)。

図表 51 熊本県における固定的役割分担意識（男女別）

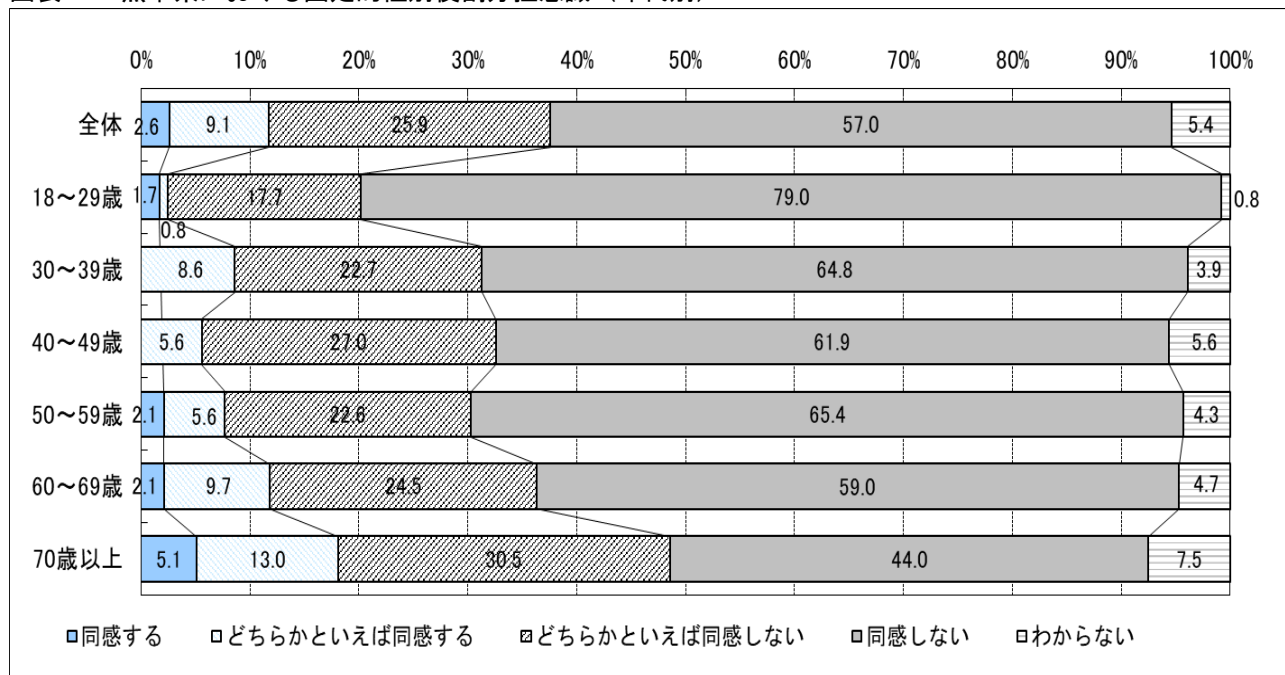


熊本県企画課「2023 県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く18.1%

年代別にみると、「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く18.1%となっている。60歳～69歳でも10%を超えており、高い年代を中心に一部で肯定意識が根強く残っている(図表 52)。

図表 52 熊本県における固定的性別役割分担意識（年代別）



※分析にあたり回答数が少ない年代があるため、統計上の誤差が生じる場合がある。

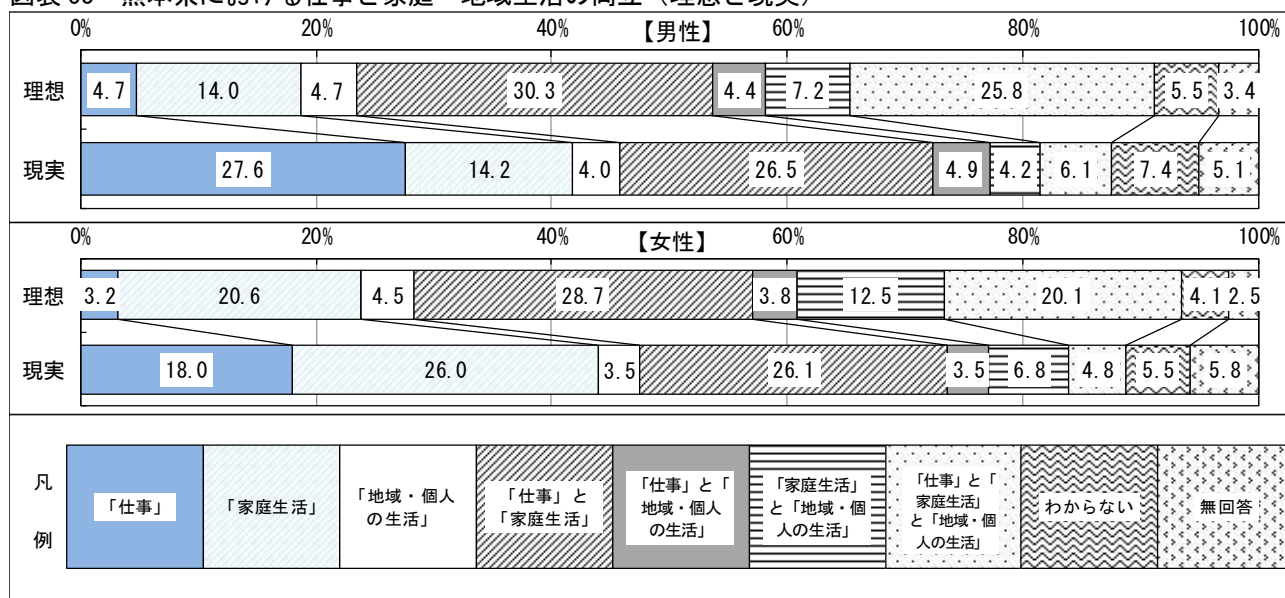
熊本県企画課「2023 県民アンケート調査」

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

●仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実には仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が男女とも30%前後と高いが、現実には、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表53）。

図表53 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



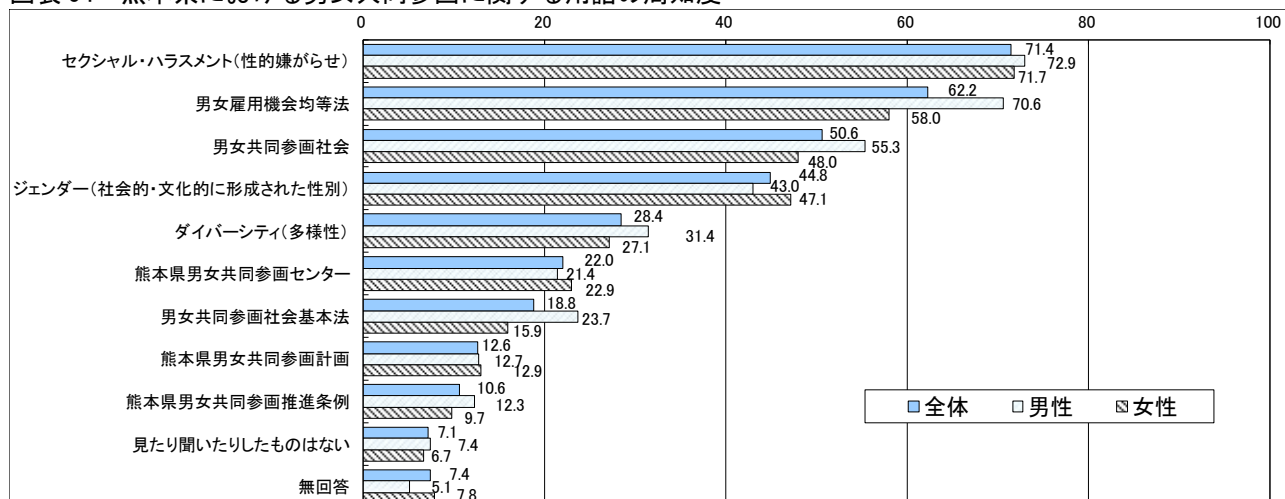
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

●「男女共同参画社会」という用語を半数が知らず、条例、計画の周知度も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が71.4%と最も高くなっており、その他「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が44.8%、「ダイバーシティ（多様性）」が28.4%となっている。また、条例や計画の周知度は10%程度であり、「見たり聞いたりしたものは1つも無い」と回答した人の割合は7.1%となっている（図表54）。

図表54 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（R1.11実施）」

2 教育における状況

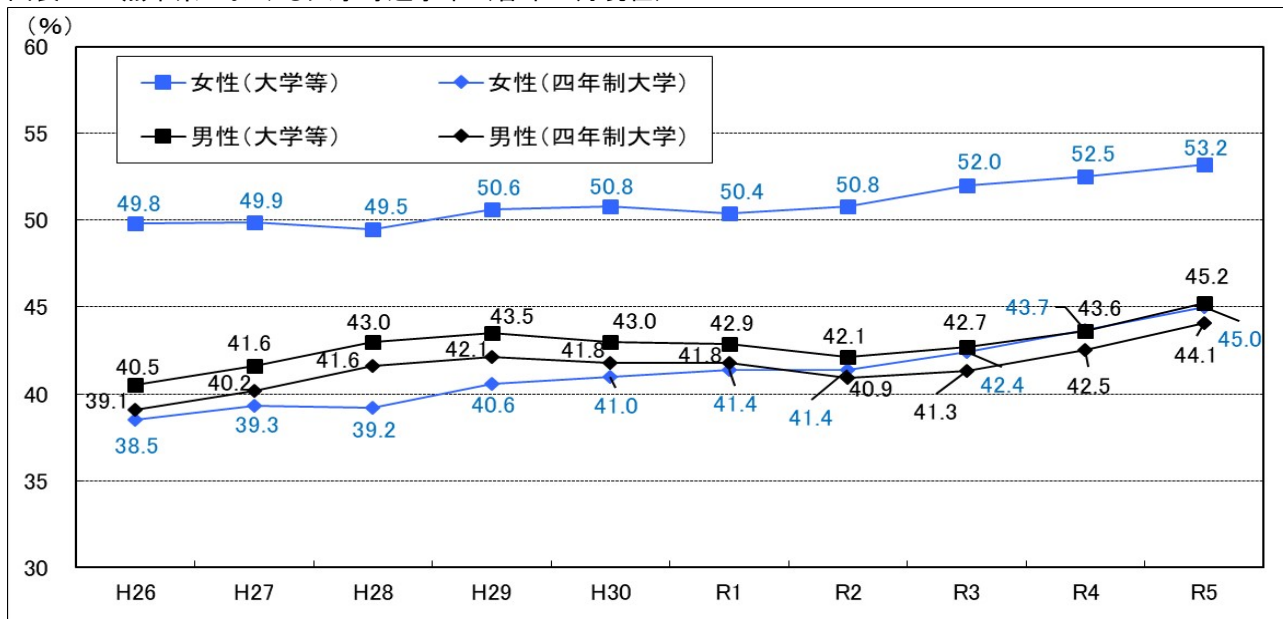
(1) 大学等進学率（※）

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は令和5年(2023年)3月現在、女性が前年より0.7ポイント増の53.2%、男性は1.6ポイント増の45.2%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より1.3ポイント増の45.0%、男性は前年より1.6ポイント増の44.1%とともに増加した(図表55)。

図表55 熊本県における大学等進学率（各年3月現在）



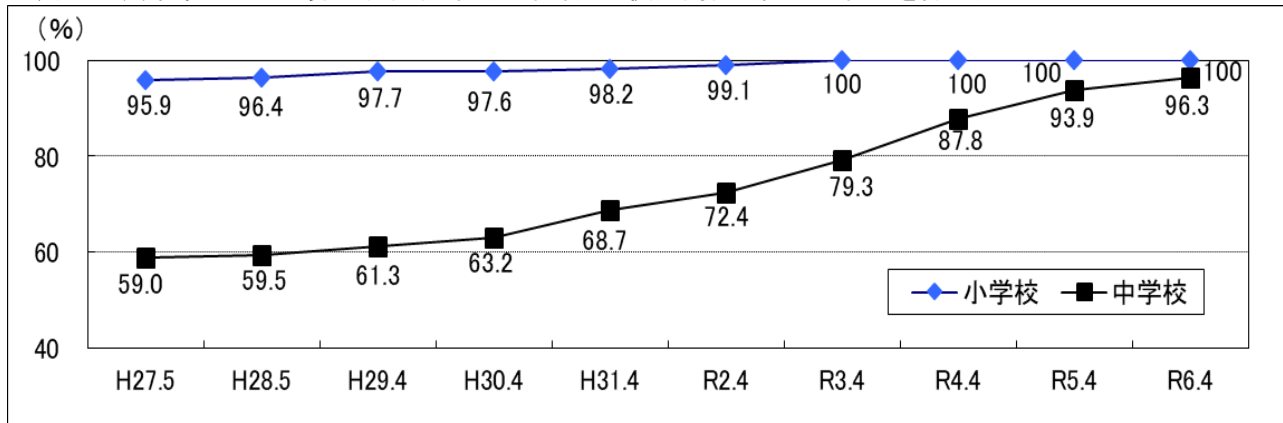
※大学等進学率＝大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率（中等教育学校（後期課程）卒業者は含まず）
文部科学省「令和5年度学校基本調査」

(2) 男女混合名簿（出席簿）の使用状況

●小学校では全校、中学校の96.3%で使用している

男女混合名簿の使用割合は、令和6年(2024年)4月現在、中学校は96.3%と前年より2.4ポイント増えており、小学校は全校採用となっている(図表56)。

図表56 熊本県における男女混合名簿（出席簿）の使用割合（国立・私立を除く）



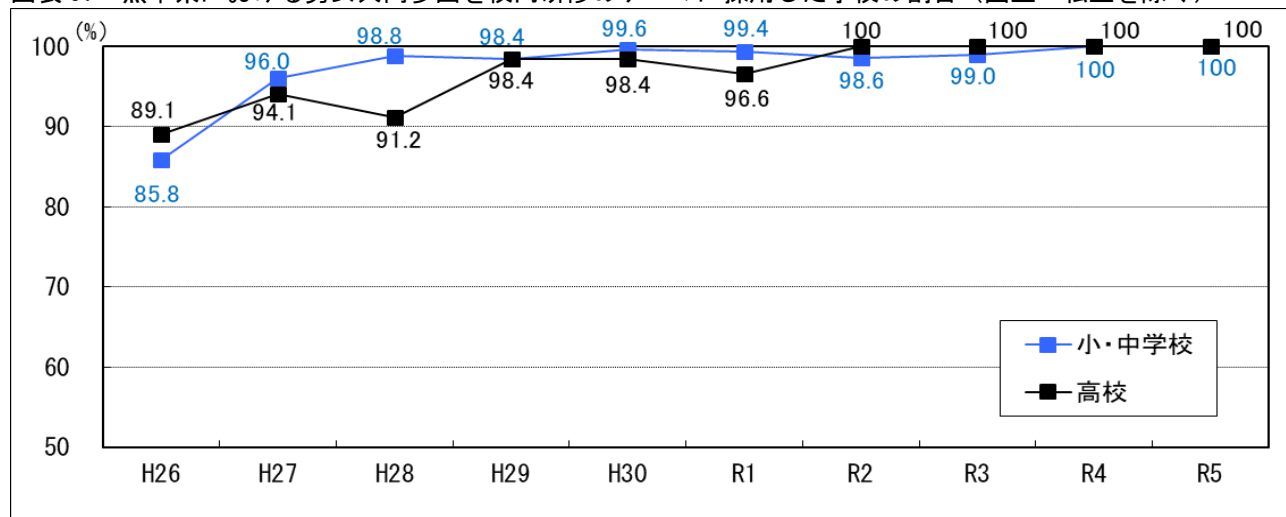
※義務教育学校は中学校に含む

（３）男女共同参画を校内研修（教員向け）のテーマに採用した学校数

●小・中学校、高等学校ともに全ての学校で実施

本県における令和５年度（２０２３年度）に男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校、高校ともに全ての学校で実施された（図表 57）。

図表 57 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



※義務教育学校は中学校に含む

熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

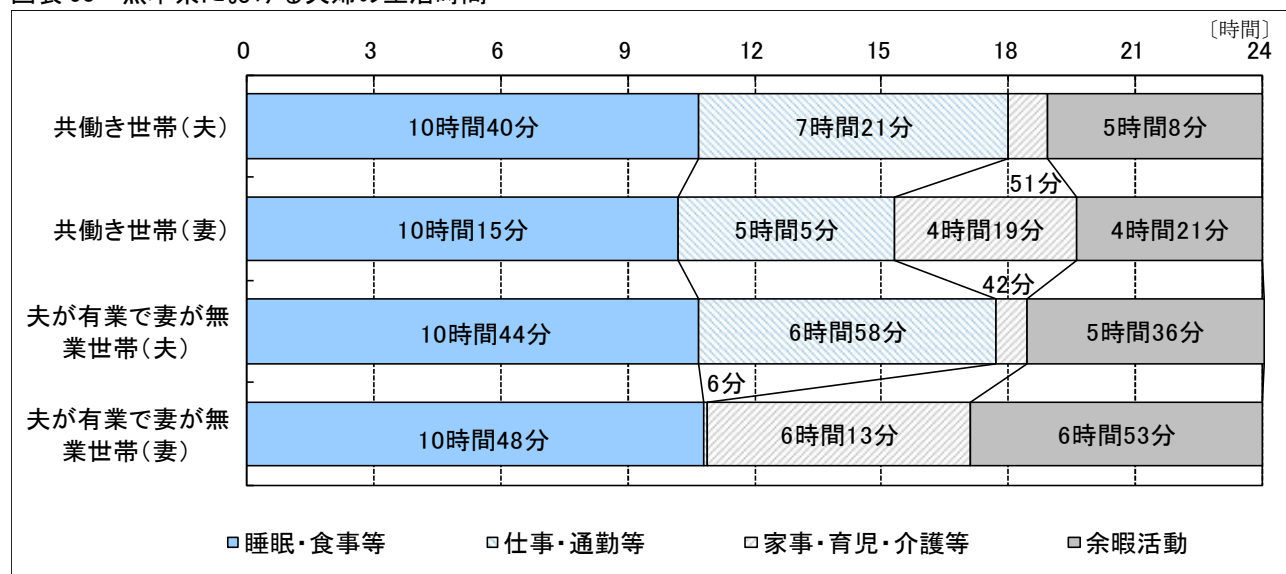
（１）夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が 42 分、妻が 6 時間 13 分である。また、共働き世帯であっても、夫が 51 分であるのに対し、妻は 4 時間 19 分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表 58）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がより良いバランスで負担を分担し合うことは重要である。

図表 58 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「令和３年社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

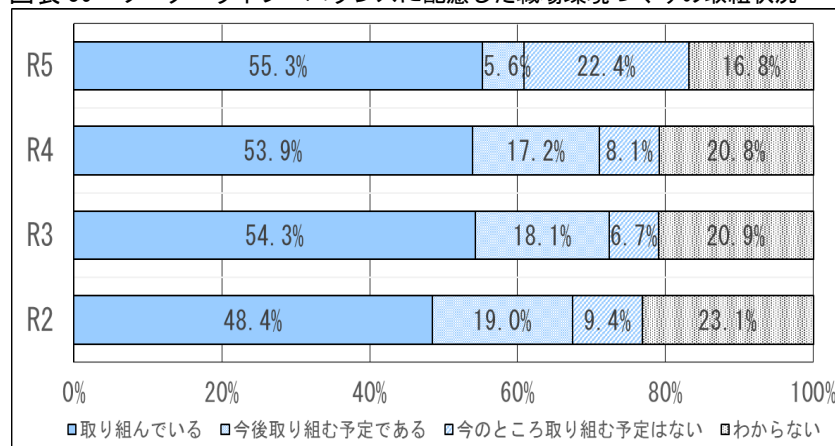
●ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組企業は55.3%

令和5年(2023年)の本県のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況は、「取り組んでいる」が55.3%、「今後取り組む予定である」が5.6%となっている(図表59)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。
ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表59 ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりの取組状況



熊本県労働雇用創生課「令和5年度熊本県労働条件等実態調査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている101人以上の企業での一般事業主行動計画の策定率は99.5%

令和5年度(2023年度)末時点における従業員101人以上の事業所では策定率99.5%となっている。策定が努力義務である従業員100人以下の事業所からの策定届提出数は、781事業所だった(図表60)。

図表60 一般事業主行動計画策定状況(事業所)

従業員数		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
101人以上	策定率(%)	99.1	100.0	100.0	99.8	99.5	99.3	95.9	99.6	99.7	99.5
	届出数	559/564	551/551	550/550	556/557	568/571	571/575	564/588	569/571	601/603	608/611
100人以下	届出数	220	225	323	418	534	624	686	764	809	781

※平成23年4月1日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務付け範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況(令和6年3月)」

【参考】次世代育成支援対策推進法

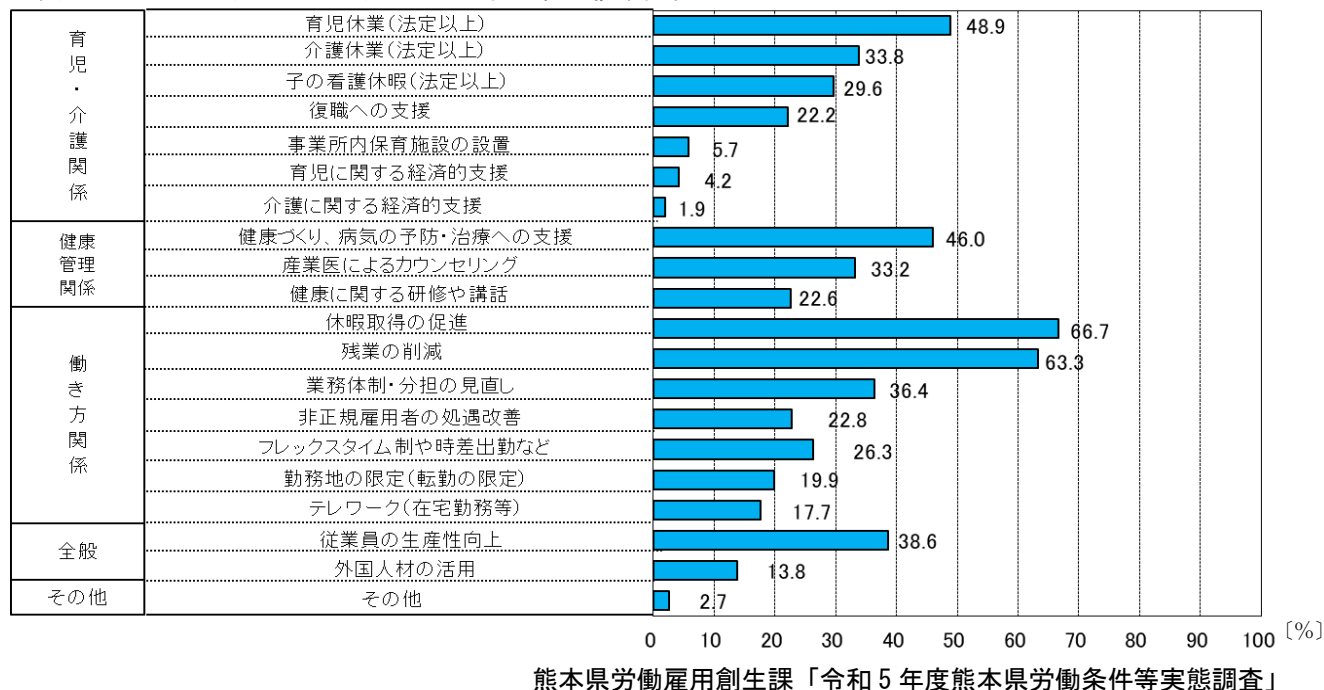
従業員	行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行)			行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行)	
	H21.4.1前	H21.4.1以降	H23.4.1以降	H23.4.1前	H23.4.1以降
301人以上	規定なし	義務	義務	義務	義務
101人から300人		努力義務	義務	努力義務	義務
100人以下			努力義務		努力義務

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、令和7年3月31日まで10年間延長された。

●休暇取得の促進は66.7%の事業所が取り組んでいる

令和5年度(2023年度)の県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「休暇取得の促進」が66.7%と最も高く、次いで「残業の削減」が63.3%となっており、「働き方改革」の効果と推測される。一方、育児・介護関係では「育児休業(法定以上)」が48.9%と約半数の事業所が取り組んでいる(図表61)。

図表61 ワーク・ライフ・バランスの取組内容(複数回答)



●ポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.0%

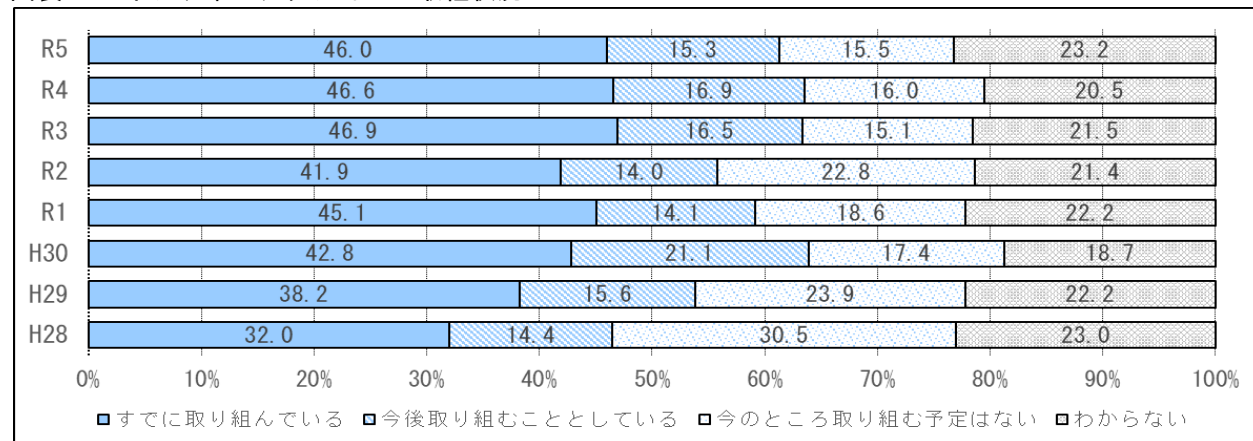
ポジティブアクションとは・・・

職場で男女の間に生じている格差を解消するために、企業が自主的、積極的に行う取組。

例) 女性管理職の比率を増やす、女性の採用と職域の拡大、女性の勤続年数を伸ばす 等

令和5年(2023年)に本県でポジティブアクションに取り組んでいる企業は46.0%と前年より少し減少した値となっている。また、15.3%の企業が「今後取り組むこととしている」としており、積極的に取り組む企業の増加が期待される(図表62)。

図表62 ポジティブアクションの取組状況

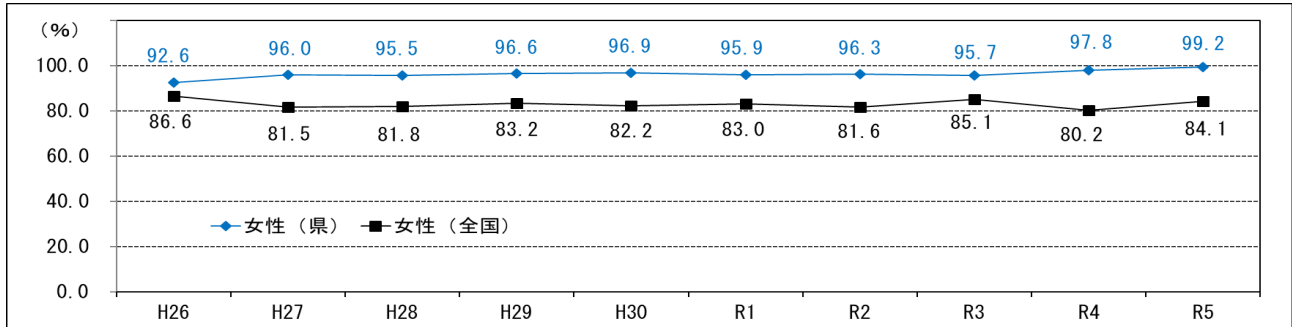


(3) 育児休業

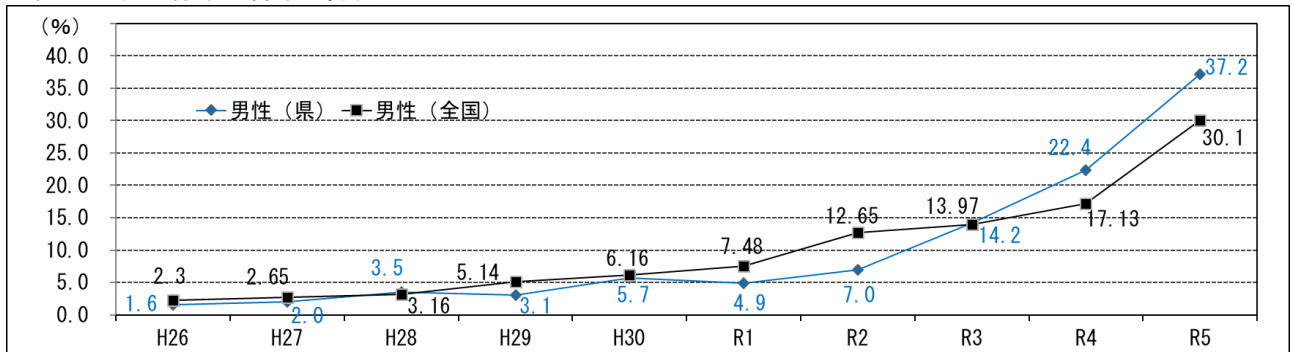
●育児休業取得率は女性が99.2%、男性が37.2%といずれも前年より増加

令和5年(2023年)の本県の育児休業取得率は、女性は前年より1.4ポイント増の99.2%となり継続して高い数値となっている。男性は37.2%と前年より14.8ポイント増加した。男女ともに全国平均を上回っている(図表63・64)。

図表 63 育児休業取得率(女性)



図表 64 育児休業取得率(男性)



全国：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」

熊本県：熊本県労働雇用創生課「令和5年度熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は前年に比べ減少している中、令和6年(2024年)4月1日現在の保育所等利用待機児童数は4名と減少した。

また、男女がともに働き続けるために必要となる放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあり、今後も継続して子育て支援に関する様々なサービスの充実を図ることが重要である(図表65)。

図表 65 子育て支援に関する主な指標(熊本市も含む) (各年4月1日現在)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
保育所等利用待機児童数	659	233	275	182	178	70	8	9	15	4
通常保育定員数	57,230	61,524	62,184	63,767	64,750	63,134	62,192	61,323	60,841	60,050
延長保育事業実施箇所数	496	556	497	592	591	568	572	497	576	592
ファミリー・サポート・センター実施箇所数	27	29	29	29	29	29	29	29	29	28
病児・病後児保育事業実施箇所数	31	32	34	34	34	34	34	35	35	35
放課後児童クラブ実施箇所数	409	414	434	451	488	505	525	532	549	566※

※支援の単位数

熊本県子ども未来課調べ

Ⅳ 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は前年と同値の 88.9% となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は 38 団体である。

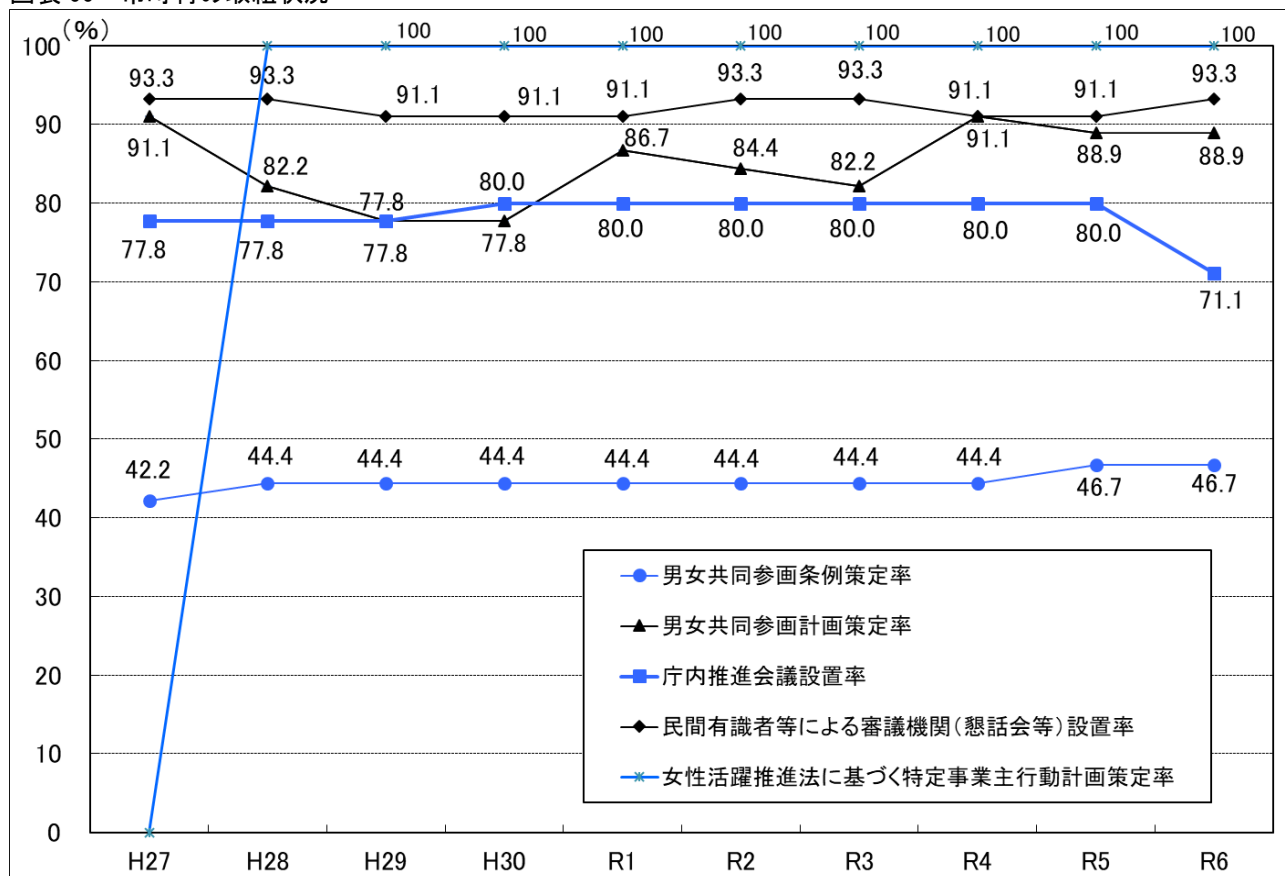
1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

令和 6 年度の県内 45 市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、次のとおりとなっている（図表 66）。

・ 条例制定率	46.7% (21 市町村制定)
・ 男女共同参画計画策定率	88.9% (40 市町村策定)
・ 庁内推進会議設置率	71.1% (32 市町村設置)
・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率	93.3% (41 市町村設置)
・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画策定率	100.0% (全市町村策定)

図表 66 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

（２）男女共同参画宣言

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組を行うことを宣言した都市（男女共同参画宣言都市）は、次の 11 市町となっている（図表 67）。

図表 67 熊本県の男女共同参画宣言都市（令和 6 年 4 月 1 日現在）

宣言年度	宣言日	市町村名	備考
H7	—	旧八代市	合併前に宣言
H15	—	旧菊池市	合併前に宣言
H16	H17.1.29	荒尾市	
H17	H17.11.20	水俣市	
H18	H19.2.17	天草市	
H19	H19.11.21	宇城市	
	H20.1.26	合志市	
H20	H21.1.24	上天草市	
H21	H21.6.19	八代市	
	H21.9.15	益城町	
H22	H22.11.20	菊池市	
	H23.2.6	大津町	
H23	H24.1.28	菊陽町	

2 県民、NPO等との協働による取組状況

（１）男女共同参画推進団体数

●推進団体数は38団体

本県では、誰もがその個性と能力を発揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、令和 6 年(2024 年)5 月 31 日現在で 38 団体を登録している。

第 2 章

熊本県が実施した男女共同参画施策の実施状況 〔令和 5 年度（2023 年度）〕

I	施策評価について	40
II	重点目標別施策の実施状況	
1	あらゆる分野における女性の参画拡大	45
2	男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	54
3	男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	62
4	推進体制の整備・強化	67

I 施策評価について

1 位置づけ

熊本県男女共同参画推進条例第24条の規定に基づき、「第5次熊本県男女共同参画計画」（計画期間：R3年度～R7年度）の体系（P4参照）に沿って評価を行った。

2 評価の対象

評価の対象は、第5次熊本県男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、重点目標毎に設定した「成果目標」の32項目35指標とし、その進捗状況を取りまとめ、評価を行った。また、「参考指標」27指標については、男女共同参画社会づくりを推進するにあたって、その推移をフォローアップするデータとして並べて掲載した。

<成果目標及び参考指標の内訳>

重 点 目 標	指 標 数		
	成果目標 (評価の対象)	参考指標 (評価せず)	合計
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	21	11	32
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	3	10	13
3 男女共同参画者社会実現のための意識改革・就業環境の充実	8	6	14
4 推進体制の整備・強化	3	0	3
合 計	35	27	62

3 評価の基準

評価は、計画策定時の値と比べて、令和5年度（2023年度）の実績値が目標値に近づいているか否かを「指標の動向」欄に矢印で表し、評価した。

【 評価の基準 】

令和5年度（2023年度）の実績値が

【指標の動向の表示】

■目標値に達しているもの



■計画策定時の値に比べて目標値に近づいているもの



■計画策定時の値と同じであるもの



■計画策定時の値よりも低下しているもの



■令和5年度は実績値の測定が行われなかったもの（実績値なし）

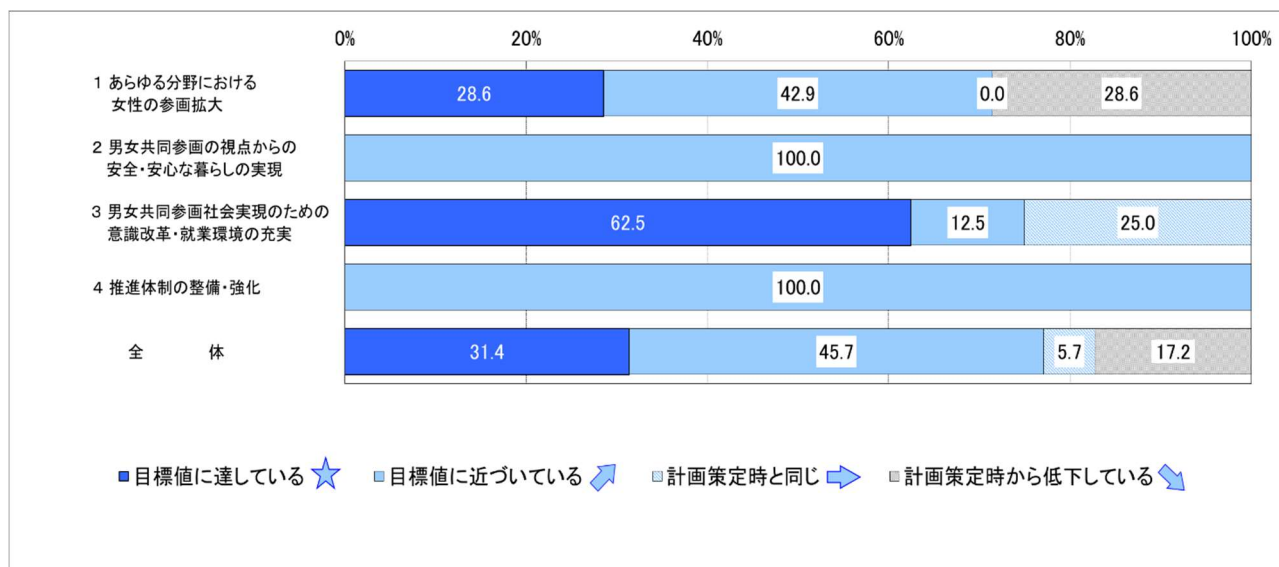


4 評価結果の概要

令和5年度の成果目標の評価について、とりまとめた結果は次のとおりである。

重 点 目 標	評 価					合 計
	★ 目標値に達している	↗ 目標値に近づいている	→ 計画策定時と同じ	↘ 計画策定時から低下している	— 実績値なし	
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	6	9	0	6	0	21
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	0	3	0	0	0	3
3 男女共同参画者社会実現のための意識改革・就業環境の充実	5	1	2	0	0	8
4 推進体制の整備・強化	0	3	0	0	0	3
合 計	11 (31.4%)	16 (45.7%)	2 (5.7%)	6 (17.2%)	0 (0.0%)	35

更新予定



5 重点目標ごとの指標の状況

① あらゆる分野における女性の参画拡大 《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R5年実績	指標の動向	担当課
県の審議会等における女性委員の登用率	38.9%	40%	39.6%		男女参画・協働推進課
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	22.1%	30%	25.1%		男女参画・協働推進課
県知事部局における役付職員(係長級以上)全体に占める女性の割合	23.4%	28%	26.0%		人事課
県知事部局における役付職員(課長級以上)全体に占める女性の割合	11.3%	14%	14.6%		人事課
市町村における女性役付職員(係長級以上)の割合	27.0%	30%	30.1%		男女参画・協働推進課
市町村における女性役付職員(課長級以上)の割合	12.1%	14%	15.1%		男女参画・協働推進課
教職員における管理職(校長、副校長及び教頭)に占める女性の割合 ※小学校に義務教育学校の前期課程、中学校に義務教育学校の後期課程を含む	小学校 19.8%	全国平均をめざす ※(参考)R5平均 29.5%	25.4%		学校人事課
	中学校 8.6%	全国平均をめざす ※(参考)R5平均 15.2%	9.3%		
	高校等 11.0%	15%	17.9%		
県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合	26.6%	30%	28.9%		男女参画・協働推進課
県内事業所における管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	19.1%	22%	21.8%		男女参画・協働推進課
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む県内事業所の割合	45.1%	50%	46.0%		男女参画・協働推進課
女性の社会参画加速化自主宣言または女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を行った事業所・団体等の数	336事業所・団体等	500事業所・団体等	808事業所・団体等		男女参画・協働推進課
女性経営参画塾修了生による女性ネットワークへの参加者数	145人	200人	188人		男女参画・協働推進課
農業協同組合理事に占める女性の割合	9.4%	15%	9.3%		団体支援課
女性委員が登用されていない農業委員会数	3組織	0	4組織		担い手支援課
家族経営協定締結農家数	3,891戸	4,300戸	3,562戸		担い手支援課
認定農業者に占める女性認定農業者の割合	12.9%	20%	(R4) 14.9%		担い手支援課
自治会長に占める女性の割合	3.0%	5%	3.5%		男女参画・協働推進課
公立小・中・高等学校PTA会長に占める女性の割合	11.0%	15%	17.6%		社会教育課
男女共同参画社会づくり地域リーダー研修修了生のうち地域で活動している人の割合 ※研修後5年以内の人を対象とする	85.7%	90%	79.0%		男女参画・協働推進課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R5年実績	担当課
地方議会における女性議員の割合	県議会議員 4. 1%	10. 2%	男女参画・協働推進課
	市議会議員 9. 7%	11. 4%	
	町村議会議員 9. 6%	11. 1%	
県の新規採用職員に占める女性の割合(知事部局)	38. 5% (R2.4.1現在)	36. 3% (R6.4.1現在)	人事課
全警察官に占める女性警察官の割合	8. 9% (R2.4.1現在)	11. 0% (R6.4.1現在)	警察本部警務課
県内企業における所定内賃金の男女格差指数	77. 1%	75. 7%	男女参画・協働推進課
男女別平均勤続年数の男女差	男性 12. 6年 女性 10. 0年 (男女差 2. 6年)	男性 13. 0年 女性 10. 2年 (男女差 2. 8年)	男女参画・協働推進課
熊本県における女性の労働力率	(H27:18位) 50. 8%	(R3:17位) 53. 7%	男女参画・協働推進課
農業委員に占める女性委員の割合	14. 8%	15. 9%	担い手支援課
森林組合理事に占める女性の割合	1. 1%	3. 0%	団体支援課

② 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R5年実績	指標の動向	担当課
全高等学校、特別支援学校及び高等専門学校におけるDV未然防止教育事業実施校の割合	84. 9% (90/106校)	100%	88. 0% (96/109校)		子ども家庭福祉課
妊娠満11週以内の妊娠届出率	(H30) 93. 5%	100%	(R4) 94.4%		子ども未来課
消防団員における女性の割合	2. 4%	5%	3. 6%		消防保安課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R5年実績	担当課
DVに関する相談機関の認知状況(「1つも知らない」人の割合)	(R1) 18. 3%	(R1) 18. 3%	男女参画・協働推進課
配偶者等からDV被害を受けたことのある女性の割合	(R1) 18. 5%	(R1) 18. 5%	男女参画・協働推進課
DV防止法に基づく一時保護件数	43件	30件	子ども家庭福祉課
熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数	4,652件	4,456件	男女参画・協働推進課 子ども家庭福祉課
国(熊本労働局)及び県の相談窓口におけるハラスメント相談件数	48件	155件	労働雇用創生課
乳がん・子宮頸がん検診受診率	乳がん検診 (R1) 51. 9%	(R4) 51. 4%	健康づくり推進課
	子宮頸がん検診 (R1) 48. 3%	(R4) 47. 5%	
人工妊娠中絶実施率(15～49歳の女子人口千対)	(H30) 8. 8%	(R4) 6.6%	子ども未来課
県母子家庭等就業・自立支援センターが開催する就業支援講習会の受講者数(熊本市除く)	68人	55人	子ども家庭福祉課
障がい者の法定雇用率を達成している民間企業の割合	56. 9%	59. 4%	男女参画・協働推進課

③ 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実 《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R5年実績	指標の動向	担当課
固定的性別役割分担意識に同感しない県民の割合	79.1%	80%	82.9%	★	男女参画・協働推進課
男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校 (公立小・中・高校)の割合	小中学校及び義務教育学校 99.2% (熊本市含む 99.4%)	100%	100%	★	男女参画・協働推進課 義務教育課
	高校 96.6%	100%	100%	★	高校教育課
県内事業所における男性の育児休業取得率	4.9%	13%	37.2%	★	男女参画・協働推進課
県内のよかボス企業登録事業所数	528事業所	700事業所	1,042事業所	★	子ども未来課
保育所等利用待機児童数	70人	0人	4人	↗	子ども未来課
病児・病後児保育事業実施市町村数	35市町村	42市町村	35市町村	➡	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	29市町村	31市町村	29市町村	➡	子ども未来課

《参考指標》

指標	計画策定時の値	R5年実績	担当課
熊本県における男女の地位の平等感で「男性が優遇されている」と感じる人の割合	58.8%	(R1) 58.8%	男女参画・協働推進課
「男女共同参画社会」という用語の認知度	50.6%	(R1) 50.6%	男女参画・協働推進課
年間総実労働時間数(一般労働者)	1,794時間	1,766時間	男女参画・協働推進課
県内事業所における年次有給休暇取得率	46.2%	59.8%	労働雇用創生課
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(団体)数	21企業(団体)	31企業(団体)	男女参画・協働推進課
県内のブライト企業登録事業所数	326事業所	424事業所 (R6.3.31現在)	労働雇用創生課

④ 推進体制の整備・強化 《成果目標》

指標	計画策定時の値	R7年度目標	R5年実績	指標の動向	担当課
男女共同参画計画の策定を行っている市町村の割合	84.4%	100%	88.9%	↗	男女参画・協働推進課
男女共同参画計画の進捗管理を行っている市町村の割合	60.5%	100%	66.7%	↗	男女参画・協働推進課
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	73.3%	100%	84.4%	↗	男女参画・協働推進課

Ⅱ 重点目標別施策の実施状況

1 あらゆる分野における女性の参画拡大

総括

男女共同参画社会を実現するためには、これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場に女性の参画が進むことが重要である。

県の審議会等の委員の女性登用率については、令和5年度(2023年度)は前年度より0.3ポイント上がり39.6%となっており、計画目標の40%達成へ向け更なる取組が必要である。一方、市町村では令和5年度(2023年度)は25.1%と前年度から1.2ポイント上がったが、計画目標の30%の達成に向け一層の促進を図る必要がある。

県内事業所における管理職(係長相当職以上)に占める女性の割合は、28.9%で前年の25.5%から3.4ポイント増加した。女性の割合を高めていくためには、性別にとらわれない人材の育成・登用の推進や仕事と家庭の両立支援など、雇用の場における男女共同参画の取組を強化する必要がある。

令和6年(2024年)4月時点の地域における女性の参画状況をみると、PTA会長に占める女性の割合は17.6%と計画目標値の15.0%に達したが、自治会長に占める女性の割合は3.5%と低い状態で推移しており、引き続き地域における男女共同参画の推進を図る必要がある。

令和5年度取組成果、課題・今後の取組

○政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●政治分野への女性議員の増加の必要性和意義の理解の促進	くまもと県民交流館パレア男女共同参画センターが実施する県民向け啓発セミナーを通じて、政治分野における男女共同参画の必要性について啓発を行った。	くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター及び推進団体との連携を図りながら、男女共同参画に関する普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課
●各種審議会等への女性委員の登用促進	①県庁各課への働きかけや登用率向上に関する協議を行った。	各種審議会等委員への女性登用率の目標を令和7年度末までに40%としており、目標達成に向けて、更なる取組を行う。	男女参画・協働推進課
	②様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、県庁各課や市町村等へ情報提供を行い女性の登用支援を行った。	新たな人材登録を働きかけ、女性人材バンク登録者数の増加を図る。	男女参画・協働推進課
●女性行政職員の育成と登用	①県職員採用ホームページ及び採用案内パンフレットに女性職員の働く様子や子育ての体験談を掲載するほか、就職説明会やSNS等において、子育て支援制度や働きやすい職場環境の紹介を行った。	子育て支援制度や働きやすい職場環境を紹介するとともに、県庁の仕事のやりがいや魅力を発信する取組を継続して行う。	人事課、人事委員会事務局公務員課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性行政職員の育成と登用	②女性役付職員等の割合が増加した。 (令和6年4月16日現在：知事部局) 管理職 14.6% (令和5年4月1日現在：14.1%) 役付職員 26.0% (令和5年4月1日現在：25.6%) ③国、市町村、大学院等への派遣を行った。 (令和6年4月1日現在：知事部局) 国1名、他県1名、市町村12名、他3名	女性職員の能力開発や意欲向上を図る取組を推進するとともに、適材適所の配置により、更なる登用や職域の拡大を図る。	人事課
●女性教職員の育成等による管理職登用	校長会等を通して、女性管理職の積極的な人材育成を行っており、特に教務主任や研究主任、生徒指導主事などの職位を経験させ、校務運営を組織的にとらえる視点を育てることに努めた。その結果、県立学校では、女性管理職の登用率向上につながった。また、市町村立学校においては、学校における主任・主事や教育委員会事務局などにおける指導主事登用に加え、参加者の半数が女性である中堅教員研修会を実施した。管理職の業務効率化については、学校訪問の簡素化、提出書類の精選による文書作成・処理業務の軽減、留守番電話等の設置による時間外の外部対応の縮減を行っている。 ・小学校 25.4% ・中学校 9.3% ・高校等 17.9%	女性管理職の登用率が全国平均を下回っていることを受け、女性教諭については、今後も引き続き学校における主任・主事や教育委員会事務局等の指導主事登用などを通して、管理職への意識付けを図るよう努めるとともに、女性教諭の中堅教員研修会への参加を呼びかけ、管理職としての意識高揚を図る。 併せて、女性教諭が管理職をめざすよう、研修会において学校マネジメント講話等を取り入れて更なる意識高揚を図るとともに、文書作成・処理業務の軽減及び校務の見直しなどにより管理職の多忙感の解消などの環境を整備しながら、女性管理職の積極的な登用を図っていく。	学校人事課
●女性の社会参画加速化会議や経済団体と連携した女性の登用	①企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに8企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数（R6.3.31現在）：147 ②女性が働きやすい環境の整備や、企業における意思決定の場への女性の参画の促進のため、県内の経営者及び人事・労務担当者等を対象に、基調講演及び県内企業の女性活躍に関する事例発表を行った。	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。 引き続き企業等の具体的な取組、成果の共有や、個々の企業等の状況の把握及びそれぞれの課題に応じた助言、提案等を行う事業を実施する。	男女参画・協働推進課 男女参画・協働推進課
●女性経営参画塾等を通じた女性人材の育成	将来的な役員候補である女性管理職を対象に、経営参画に必要な知識や心構えなどの習得を図る女性経営参画塾を実施した。	役員など経営層への女性の経営参画は未だ少ない現状にあるため、引き続き女性経営参画塾を実施する。	男女参画・協働推進課

○就業や雇用分野における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の参画が少ない業種での活躍促進	①県内建設業に従事する女性により組織されたくまもと建麗会が行う講演会や研修会等に対して補助を実施し、女性同士のネットワークづくりを推進した（熊本県建設産業入職支援事業費補助金）。 令和4年度実績：補助額 30,000 円 令和5年度実績：補助額 176,288 円	建設業に従事する女性同士のネットワークづくりの更なる推進のため、引き続き関係団体の支援を行っていく。	監理課
	②熊本県運輸事業振興助成補助金等を活用し、女性の人材確保・育成研修を実施したほか、トラックドライバーの確保を目的に協会女性部会と協力し、高校に対し出前授業を実施した。	引き続き、女性の人材確保・育成研修を実施するとともに、ドライバー確保のためハローワークとの連携による就職相談会や新卒者の採用促進に向け高校への出前講座を実施する。	商工政策課
●キャリア教育を通じた女性の多様な分野への進出	高等学校等進路指導主事連絡協議会は書面開催となった。各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。	就職に関して男女平等な選考ルールを説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課
●経営者層の意識改革・採用や公平なチャレンジ機会の付与の促進	①働きやすい職場づくり、企業経営者等の意識改革事業を行い、女性の育成・登用に関する経営者等の意識改革、誰もが働きやすい職場づくりの機運醸成に繋がった。また、県民の固定的性別役割分担意識など、アンコンシャス・バイアスの解消と意識改革にも繋がった。	女性の社会参画加速化宣言の周知及び実施の働きかけ、経営者の意識改革や女性のスキルアップに向けた事業等の実施について、加速化会議構成団体と連携して取り組んでいく。	男女参画・協働推進課
	②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに8の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数（R6.3.31現在）：147	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課
	③男女共同参画社会の形成に関する意識づくりや女性活躍の推進を図る職場や地域での勉強会等に対するアドバイザー派遣を実施した。	女性の活躍を推進する市町村、事業者、団体、NPO、大学等に対し、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣することで、男女共同参画についての理解促進を図る。	男女参画・協働推進課
●企業等への一般事業主行動計画策定義務の周知及び支援等	①産学官の多様なメンバーによる「女性の社会参画加速化会議」の構成団体を通じた一般事業主行動計画策定に関する情報提供を行った。	「女性の社会参画加速化会議」を通じて、引き続き情報提供やアドバイスを行っていく。	男女参画・協働推進課
	②企業等における女性の社会参画の加速化を推進するため、企業・団体等が自ら具体的目標を掲げ宣言する「女性の社会参画加速化宣言」の募集を行い、新たに8の企業・団体が宣言を行った。 宣言企業・団体数（R6.3.31現在）：147	女性活躍の推進について事業者の理解と取組を進めるため、関係団体等との連携や各種媒体を活用した周知啓発活動を継続する。	男女参画・協働推進課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の能力開発の支援	女性の能力活用に取り組む企業等を支援するため、キャリアアップ等を目的としたセミナーを実施する企業へアドバイザーを派遣した。また、女性社員がキャリアを意識し、一貫して挑戦意欲を高めるために、初任～中堅、管理職候補向けのセミナーを実施した。	引き続き、アドバイザー派遣やセミナーを実施する。	男女参画・協働推進課
●働く女性のネットワークづくりの支援	女性経営参画塾修了生（188人）によるネットワーク（KUMADONNA）の活動支援を行った。	会則の制定等活動体制も整備されており、引き続き安定した活動が行えるよう支援を行う。	男女参画・協働推進課
●職場におけるハラスメント等の防止に向けた体制整備	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 国の働き方改革の施策について、各関係機関へHPの公開及びチラシ等の配布により周知を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②男女共同参画相談室らいふにおける「セクハラ・ストーカー」に関する相談件数：7件	引き続き相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	③くまジョブ（県：しごと相談・支援センター）において、労働相談及び各種制度の周知や相談窓口の情報提供を実施した。（相談件数：1,251件）	引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。	労働雇用創生課
	④県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行った（人権相談受付計178件）。	引き続き、県人権センターにおいて人権に関する相談を受け付け、必要に応じて相談者に対する助言、専門的相談窓口の紹介、関係機関への引継ぎを行う。	人権同和政策課

○仕事と生活の調和（両立）のための多様で柔軟な働き方の支援

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●多様で柔軟な働き方の支援	①国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。	今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。	労働雇用創生課
	②出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 国の働き方改革の施策について、各関係機関へHPの公開及びチラシ等の配布により周知を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。 テレワーク等多様な働き方相談窓口を設置し、個人・企業向けのテレワークに係る相談支援を実施した（相談件数：16件）。また、コワーキング等の体験会の実施や、県内でテレワークを取り入れている企業を紹介する電子ブックの作成等により、県内のテレワーク等多様な働き方の普及・定着を図った（コワーキング体験会1回（同日3カ所）、ワーケーション体験会2回）。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	③男女共同参画推進事業者表彰（5事業所）を行った。	引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。	男女参画・協働推進課
	④ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。 （R5年度認定：新規55社、更新58社（プラチナブライト企業1社を含む））	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進	①くまもと子育て応援プロジェクトを対面及びYouTubeでのオンライン配信によるハイブリッド形式で開催し、3月末までアーカイブ配信を行った。 各市町村へパパ手帳を12,500部、孫手帳を12,300部配布し、社会全体で子育てを支えていく意識の啓発を図った。 くまもと子育て応援の店の募集、登録の推進を図った（累計登録数3,530店）。	子育てを応援するイベント（仮称：くまもと子育て応援プロジェクト）を対面及びオンライン配信のハイブリッド形式で開催する。 パパ手帳の増刷、配布を行う。 くまもと子育て応援の店の周知、募集、ホームページの充実を図る。	子ども未来課
	②出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。 テレワーク等多様な働き方相談窓口を設置し、個人・企業向けのテレワークに係る相談支援を実施した（相談件数：16件）。また、コワーキング等の体験会の実施や、県内でテレワークを取り入れている企業を紹介する電子ブックの作成等により、県内のテレワーク等多様な働き方の普及・定着を図った（コワーキング体験会1回（同日3カ所）、ワーケーション体験会2回）。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	③男性職員の育児休業取得率 58.7%（知事部局等） 男性職員の育児関連休暇取得率 94.3%（知事部局等）	今後も、職員のライフスタイルに合わせて、職員が希望する制度を利用できるよう、育児関連制度の周知や所属への呼びかけを行うとともに、気運の醸成及び代替職員の確保に努める。	人事課
	④よかボス企業登録事業所数：1,042事業所（令和6年3月末）	「よかボス企業」をさらに増やすとともに、登録企業に取組みの深化を求めることで、従業員の労働環境や処遇の向上、職場風土・意識の改革を進める。	子ども未来課
	⑤ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し環境整備の促進を図った。 （R5年度認定：新規55社、更新58社（プラチナブライト企業1社を含む））	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進	⑥男性教職員の育児に関する休暇・休業取得促進プログラム「ハッピーシェアウィークス」の取組みにより、男性教職員が当たり前に育児に関する休暇・休業を取得することができる育休文化の定着と、全ての職員が「働きがい」と「働きやすさ」を実感できる職場環境づくりを推進した。	近年、教員不足の問題が深刻化しており、育児休業等の代替者の確保が厳しい状況にあるため、退職教員の任用や免許所有者の積極的な任用など引き続き人材確保に努めていく。	学校人事課
	⑦男女共同参画推進事業者表彰（5事業所）を行った。	引き続き男女共同参画推進事業者表彰を行い、優れた取組の普及を図る。	男女参画・協働推進課
●女性の活躍促進のための多様な働き方の支援	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。 テレワーク等多様な働き方相談窓口を設置し、個人・企業向けのテレワークに係る相談支援を実施した（相談件数：16件）。また、コワーキング等の体験会の実施や、県内でテレワークを取り入れている企業を紹介する電子ブックの作成等により、県内のテレワーク等多様な働き方の普及・定着を図った（コワーキング体験会1回（同日3ヵ所）、ワーケーション体験会2回）。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。 （R5年度認定：新規55社、更新58社（プラチナブライト企業1社を含む））	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

○農林水産業における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●農林水産業における意思決定への女性の参画拡大	①(一社)熊本県農業会議やくまもと農業委員会女性委員の会を通じ、女性委員組織やJA女性部など関係団体に対し、女性農業委員への積極的な推薦を働きかけた。また、本県で開催された九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会で女性登用に向け意見交換を行った。	引き続き各農業委員会に対し、積極的な女性登用を働きかけるとともに、(一社)熊本県農業会議やくまもと農業委員会女性委員の会を通じ、女性農業委員への積極的な推薦を働きかける。特に令和6年4～7月に8委員会、令和7年3月に10委員会において、委員の改選が行われるため、女性委員の確保・拡大に取組みを行う。	担い手支援課
	②全ての農協、漁協、森林組合に対してヒアリングや巡回指導の機会を利用して、女性参画の必要性について啓発を図った。特に次年度に理事の改選がある農協、漁協、森林組合には、理事への選任等を働きかけるよう促した。	農林漁業団体における女性役員の登用については、選任や選挙等制度上の要件もあることから一気に目標達成することは難しい。特に森林組合においては、森林所有者が組合員となるため、女性組合員の割合が低いことから、女性役員の登用は低い状況にある。このため、役員研修等を通じて意識啓発及び組合員以外からの理事登用の推進に取り組む。	団体支援課
●経営への女性の主体的な参画、起業化の推進	①農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援した。 女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援した。	農業女性アドバイザーや共同申請推進員による家族経営協定推進活動を支援する。 女性農業経営者の就農年数に合わせた研修会を実施し、経営の課題解決や経営発展を支援する。	担い手支援課
	②制度資金活用に伴う経営改善相談への夫婦での参加について、漁協等を通じて漁業者へ周知。令和5年度は、制度資金の相談に夫婦で参加された(1件中1件)。	今後も周知を行い、経営改善相談等に夫婦が同席することにより、夫婦による健全な漁家経営が可能となるよう指導を行う。 また、安定した漁家経営や漁村地域の活性化に向けた取組を推進するため、漁協女性部が6次産業化等に意欲的に取り組めるよう、情報提供や活動支援等を行う。	水産振興課
	③女性が地域のリーダーや経営者となって活躍していることから、協同農業普及事業における普及指導協力委員への女性の委嘱を推進し、登録人数は126名となった。	広域本部(地域振興局)農業普及・振興課を通じて市町村に対し女性の普及指導協力委員の積極的な推薦を依頼し、女性の委嘱を推進する。	農業技術課
	④女性林業担い手研修会を実施した(出席者28人)。 林研センターだよりNo.94にて女性担い手活動を紹介した。	今後も、地域のリーダーとなるような人材の育成、グループ活動等を通じた経済的自立支援等につながるような研修を継続していく。	林業振興課

○地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●地域の女性リーダーの活躍	①地域において様々な分野で活動している女性人材の情報の登録・管理を行うとともに、市町村へ情報提供し女性の登用支援を行った。また、県内市町村、推進員を対象に地域の女性活躍推進に関する勉強会や研修を行った。	新たな人材へ登録を働きかけ、女性人材バンクの登録者数の増加を図る。 また、各種会議や地域連絡等で情報提供を行い、市町村における女性登用を促進する。	男女参画・協働推進課
	②PTAリーダー研修において、PTA活動における男女共同参画の必要性について啓発を行った。（出席者29名）	PTAが参加する研修会等で、男女共同参画の必要性について、今後も啓発を継続していく。	社会教育課
●男女共同参画や地域づくりのリーダー育成	①各地域ブロックの自主的な取組強化や自立した運営のため、女性を含む各地域のリーダー等で構成される会議を開催した。（総会1回、役員会2回） 地域づくり団体に専門的知見を有したプロデューサー人材を派遣し、人材育成や資金調達、担い手確保等の課題に対する助言を実施した。（4団体を支援）	活発な地域づくり活動の実現のため、女性の参画拡大や若手の人材育成を促進する。	地域振興課
	②男女共同参画社会づくりを進めるため、地域ネットワークの核となる「熊本県男女共同参画推進員（32名）」を対象とした研修会（3月）を行った。	男女共同参画社会づくりにおいて、引き続き、地域リーダーとなる人材・育成につながっていくよう、研修内容の充実を図る。また、新たな熊本県男女共同参画推進員への登用を働きかける。	男女参画・協働推進課

2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

総括

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下：「DV」という。）、ストーカー行為、性犯罪など女性に対する暴力や人権侵害の根絶に向け、県民に対する啓発を行うとともに、被害者からの相談対応、一時保護、自立支援等の充実に努めている。

県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,456件となり、昨年より353件減少した。

DVや性暴力等の被害者も加害者も出さないようにするため、県内各地域における相談窓口の周知を徹底するとともに、適切な対応ができるよう、関係機関の一層の連携強化が求められる。

令和5年(2023年)4月時点の消防団員における女性の割合は3.6%と低い状況にあることから、地域防災への女性の参画を一層促進していく必要がある。

令和5年度取組成果、課題・今後の取組

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性に対する暴力への対応	①事案の危険性・切迫性を正確に評価するとともに、被害者の保護対策、加害者に対する指導・警告及び検挙等の措置を迅速かつ的確に実施したほか、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを推進した。	警察本部と警察署が緊密に連携し、事案の認知段階から危険性・切迫性を正確に評価し、被害者の保護対策、加害者に対する指導・警告及び検挙等の措置を迅速かつ的確に実施するほか、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを推進し、被害者の安全を確保する。	警察本部 人身安全対策課
	②DV未然防止教育講演を県内高等学校等24校で実施し、3,273人の生徒が受講した。 教職員に対するDV未然防止教育講演会(3回・56人)を実施した。	高等学校等におけるDV未然防止教育講演実施校の割合100%をめざし、未実施校へは実施の働きかけを行っていく。また、中学校においても全地域振興局単位での実施に取り組む。	子ども家庭福祉課
●被害者への支援	①女性相談センター相談件数：2,695件	引き続き相談窓口の周知や研修の充実に図る。	子ども家庭福祉課
	②男女共同参画相談室らいふにおけるDVに関する相談件数：17件	引き続き相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	③くまもと被害者支援センターにおいて電話・メール相談への24時間対応、病院付添い等の直接的支援活動、弁護士や臨床心理士と連携した専門相談など、性暴力被害者のニーズに応じた各種支援を実施した(相談件数：1,501件、直接的支援活動：293件、専門相談：59件)。	あらゆる機会を捉えた効果的な広報活動を展開し、「ゆあさいどくまもと」の更なる周知を図る。また、ワンストップ支援事業の協力病院の拡充や児童相談所、女性センター等の関係機関との連携により、性犯罪被害の潜在化を防ぎ、性犯罪被害者が必要な支援を受けられる体制を整備拡充する。	警察本部 広報県民課
	④性被害相談電話について県民へ周知するとともに、相談者のニーズに応じたきめ細やかな対応により、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図った。	性被害相談電話について、引き続き県警ホームページなどを活用し、更なる周知を図る。また、相談者のニーズに即したきめ細やかな対応を行うことにより、性犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図る。	警察本部 捜査第一課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●被害者への支援	⑤各警察署の被害者支援要員に対し、カウンセリング費用をはじめとする公費負担制度など、各種犯罪被害者等支援制度に関する指導・教養を実施するとともに、公費支出や犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供などの各種制度の積極的な運用により、性犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	性犯罪被害者等の支援に従事する職員に対し、公費負担制度に関する指導・教養を継続する。また、性犯罪被害者に対する公費負担制度についての適切な説明や公費支出を行うことで、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	警察本部広報県民課
	⑥性犯罪捜査用ダミー人形4体を新たに警察署等に整備した。また、被害者に係る代替服の整備・提供により、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	捜査過程における二次的被害防止のため、性犯罪捜査用ダミー人形や代替服の更なる整備・提供を推進する。また、希望する性別の警察官による事情聴取を実施することにより、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	警察本部捜査第一課
	⑦女性一時保護所入所人数：36件。 民間シェルターを運営する2団体に一時保護事業費の一部を補助した。	引き続きDV被害者等への安心安全な生活環境の提供を図る。	子ども家庭福祉課
	⑧県営住宅抽選倍率優遇措置の実施：1件 県営住宅目的外一時入居：3件	今後も、DV被害者の居住の安定による自立支援を図るため、引き続き事業を実施する。	住宅課
	⑨DV被害者グループミーティング 参加：0件（実数0人） DV被害者カウンセリング 来所相談：4件（実数7人） 電話相談：30件 DV加害者カウンセリング 来所相談：0件（実数0人） 電話相談：10件	DV被害者グループミーティングはH28年度後半より参加者が減少したことに伴い、H29年度より研修の場での広報・周知を行っている。その結果、新たな参加者は増加傾向にあったが、R2年度以降、コロナ禍の影響もあり、減少。引き続き、周知に努める。また、DV被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで、加害者からの相談に応じたカウンセリングも引き続き実施する。	子ども家庭福祉課（精神保健福祉センター）
	⑩児童家庭支援センター事業 相談件数：10,860件 児童相談所業務 相談件数：2,739件 子ども・若者総合相談センター 相談件数：1,201件	引き続き相談窓口の周知や支援の充実を図る。	子ども家庭福祉課
●支援体制の充実・強化	①令和5年5月31日にDV対策関係機関会議を開催。 関係機関のDV対策に係る取組状況等を取りまとめ、情報共有や意見交換を行った。 また、各地域振興局においてネットワーク会議を開催、参画し、各地域におけるDVの現状や関係者の意見交換等を行った。	会議等を通じて引き続き関係者間で情報共有や意見交換を図る。	子ども家庭福祉課

具体的な 取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●支援体制の充実・強化	②新たに指定した性犯罪指定捜査員のほか、捜査幹部を含めた事件捜査に従事する警察官に対し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応要領等の教養を実施するなど、性犯罪被害者の対応に当たる捜査員の実務能力の向上を図った。	引き続き、各種教養を推進し、性犯罪被害者からの事情聴取に当たる捜査員の育成・実務能力の向上を図る。	警察本部捜査第一課
	③熊本県女性相談業務初任者研修会をオンライン形式で実施し、女性相談業務に携わる職員等のスキルアップを図った。	増加し複雑化する女性相談に対応するため、継続して業務に携わる職員等のスキルアップを図る。	子ども家庭福祉課
	④相談員を対象とした研修会の開催や、他部局等で開催される相談員等の支援者向け研修会に参加することで、業務に携わる職員のスキルアップを図った。	引き続き相談員を対象とした研修会の開催や、各種関連研修に相談員を派遣することで、業務に携わる職員のスキルアップを図る。	男女参画・協働推進課
●ハラスメントを許さない社会づくり	①「男女共同参画週間」に合わせて、ショッピングモールにおいて街頭キャンペーンを実施した。パネル展示、啓発グッズ、チラシ配布等で周知・啓発を行った。	関係部署、市町村等と連携し普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課
	②人権啓発 Web 講座を開講。「ハラスメント」「女性の人権」をテーマとした講座を新たに追加し、周知と活用を呼びかけた（視聴回数：ハラスメント 506 回、女性の人権 429 回）。 県登録講師を団体や企業、学校等へ 12 回派遣し、ハラスメント防止をテーマにした研修や学習を支援した（延べ 545 名参加）。	引き続き、対象者の年代や特性に応じたテーマ、講師、手法等による意識啓発を行う。	人権同和政策課
	③出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20 回 派遣企業数：13 社 参加者：431 名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	④くまジョブ（県：しごと相談・支援センター）において、労働相談及び各種制度の周知や相談窓口の情報提供を実施した。（相談件数：1,251 件）	引き続き、しごと相談支援センターにおいて、社会保険労務士による労働相談及び各種制度の周知を実施していく。	労働雇用創生課
	⑤ハラスメント相談員（内部・外部）を設置した。内部相談員向けの研修を実施するとともに、全職員向けに自主学習方式による研修を実施した。	県庁におけるハラスメントの防止のため、職員に対するハラスメント研修の実施や相談体制を引き続き整備する。	人事課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●ハラスメントを許さない社会づくり	⑥特定社会保険労務士に委嘱し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント外部相談員を設置した。管理職を対象とした研修会等において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止について、演習を通じて理解を促す取組を実施した。	外部相談員が設置されていることを広く周知し、積極的な活用を呼びかける必要がある。セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止については、研修等を通して教職員一人ひとりが自らの言動について振り返るような意識づけを行うとともに、相談体制についても引き続き周知していく。また、令和6年度から学校にいる「内部相談員」全員に相談対応の研修（オンデマンド）を行うこととした。	学校人事課
	⑦ハラスメント相談窓口の周知、採用後間もない職員や中堅幹部等に対する教養及び全職員向けの動画配信による教養を実施し、ハラスメントに関する意識啓発を行った。	ハラスメント相談窓口についての周知やハラスメント防止対策の重要性に関する教養を推進し、良好な勤務環境を維持する。	警察本部 警務課

○生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等相談事業における相談件数：3,892件。 母子家庭等就業・自立支援センター事業における相談件数：104件（延べ）。 母子父子寡婦福祉資金貸付金における貸付実績：81,773千円。	ひとり親家庭の安定した生活の実現に向け、県で実施している各種事業の周知強化や拡充等を図るなど、さらに取組を進める必要がある。	子ども家庭福祉課
	②ひとり親家庭等に係る医療費の助成件数：99,605件（延べ）。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	③令和5年度28名が経済的な自立を目指し、高等職業訓練促進給付金制度を利用して看護師などの対象資格取得のため、養成機関を受講。 高等職業訓練促進資金貸付事業においては、就職準備金12名、入学準備金11名、住宅支援資金33名が利用。	制度の利用促進に向け、更なる周知・広報を図る。	子ども家庭福祉課
	④ひとり親家庭等を対象にした「地域の学習教室」の開所数・利用する子どもの数：199教室・1,202人。	最寄りの地域で、できるだけ多くの子どもたちが「地域の学習教室」を利用できるよう、教室未設置の11町村を中心に取組の普及・拡大を図る。	子ども家庭福祉課
●経済的な理由による貧困家庭への支援	①県内全ての市町村に自立相談支援窓口が設置されており、3,873件の新規相談を受け、ニーズに応じ支援プランを策定のうえ、各事業による個別支援により自立を促進した。	制度の周知を行うとともに、関係機関（福祉、就労、教育、税務、住宅等）が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関に確実につなげていけるよう、連携の強化に取り組む。	社会福祉課
	②生活保護、生活困窮世帯の子どもの問題を早期に把握し、進学、保護者等への生活習慣、不登校等への支援を学習塾形式及びSNSで行い、326人が利用した。	学習支援に加え、子どもの生活環境・育成環境の改善、高校生世代の中退防止や就労（進路選択）に関する支援を強化する。	社会福祉課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●高齢者の自立及び介護等への支援	①在宅の要介護高齢者等の自立の維持や介護者の負担の軽減を図るために行う住宅改造に要する費用を助成する高齢者住宅改造助成事業を以下のとおり実施した。 住宅改造実施件数：49件	市町村や対象となる要介護高齢者だけでなく、様々な機会を捉えて家族や介護支援専門員等への制度の周知を引き続き行う。	認知症施策・地域ケア推進課
	②高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる明るい長寿社会の実現をめざして、(一財)熊本さわやか長寿財団が行う以下の事業に対する助成を行った。 ・さわやか大学の開校 （熊本校78人、八代校20人） ・シルバースポーツ大会 （17種目 1,360人参加） ・囲碁将棋大会、作品展 （170人参加、作品展305点）	高齢者の活動の場や機会を創出し、意欲を生かす場を提供することによって、生きがい・健康づくりや社会参加活動を推進する。	高齢者支援課
	③(一財)熊本さわやか長寿財団が行う各地の高齢者無料職業紹介所で、高齢者の就労支援を実施した（R5年度就職者数：278人）。	少子高齢化の進展等、労働力として高齢者をどのように雇用していくのかという観点から、今後重要となることから、これまで福祉的視点で実施してきた当該事業は、令和6年度から労働部門における就労相談事業（ジョブカフェランチ）へ統合する。	高齢者支援課
	④高齢者の身体機能等の向上を図るための取組みの一環として、フレイル予防の啓発パンフレットの作成を行った。また、介護予防事業の充実を図るために、フレイル状態の高齢者が利用することで運動機能の回復が期待できる「短期集中予防サービス（サービスC）」や、リハビリテーション専門職等が通いの場や地域ケア会議等に関与する「地域リハビリテーション活動」についての動画を作成し、YouTube掲載や市町村や地域包括支援センターへDVDを配布した。	介護予防事業の充実を図り、高齢者の誰もがより長く元気で活動できるよう、引き続き介護予防やフレイル対策の普及啓発に取り組む。併せて、より効果的な通いの場の継続を行っていくためにリハビリテーション専門職の協力や活動を積極的に進めていく。 リハビリテーション専門職を対象に地域ケア会議等で活動する人材の養成を行う。	認知症施策・地域ケア推進課
	⑤認知症高齢者グループホーム27床整備。 小規模多機能型居宅介護事業所27床整備。 特別養護老人ホーム20床改築整備。 ※繰越分を含む	第9期熊本県介護保険事業支援計画（令和6年度～令和8年度）に基づく施設整備を着実に進めていく。 特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う改築工事により個室・ユニット化を図る。	高齢者支援課
●みんなが安心して暮らせる環境整備	①33市町村で地域活動支援センター機能強化事業を実施した。 （減少した分については、別事業で実施）	地域活動支援センター機能強化事業、相談支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。	障がい者支援課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●みんなが安心して暮らせる環境整備	②熊本県外国人サポートセンター（令和元年（2019年）9月2日開設）で、外国人が地域で安心して暮らせるように多言語（22言語）での生活相談を行った。（令和5年度相談件数：705件）	引き続きサポートセンターの周知を図るとともに、相談会やSNS等を活用するなど相談体制の充実を図っていく。加えて社会情勢等を捉え、在留外国人に有用と思われる情報の発信を積極的に行う。	観光国際政策課
	③市町村が行う健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業に対し一部補助を行い、県民の健康増進を図った。 県民の生活習慣を改善し健康寿命を伸ばすことを目的に、YouTube 動画の配信、イベントの開催等により、適度な運動、適切な食生活、健診やがん検診の受診などについての普及啓発を行った。	引き続き市町村の取組みを支援するとともに、様々な広報媒体を活用して、運動、食事、健診受診等に関する普及啓発を行う。	健康づくり推進課
	④全ての方が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、犯罪の起きにくいまちづくりに顕著な貢献をされた防犯関係団体の表彰や「くまもと安全安心まちづくり県民大会」を実施した。	防犯意識や自主防犯活動の高まりにより、県内の刑法犯認知件数は減少傾向であったが、令和5年は増加に転じた。女性被害者の認知件数についても令和5年は増加した。各種広報啓発等により県民への意識啓発を継続していく。	くらしの安全推進課
	⑤事件・事故の発生をはじめとした安全・安心に関する情報について、ゆっぴー安心メール、地域安全ニュース等により、積極的かつタイムリーに発信した。	引き続き、ゆっぴー安心メール等を活用し、安全・安心に関する情報を積極的かつタイムリーに発信していく。	警察本部生活安全企画課
	⑥令和5年中、福祉犯事件80件50人を検挙した。また、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージの送信や、県警公式YouTubeチャンネルを活用した啓発動画の配信等により福祉犯被害対策を推進した。	引き続き、福祉犯事件の取締りを徹底するとともに、サイバーパトロール等を活用したSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起、教育機関等と連携した広報啓発活動等を実施し、福祉犯被害対策を推進する。	警察本部生活安全企画課
	⑦性的指向・性自認に関する人権に係る県職員研修会を実施した。 熊本県人権教育・啓発推進本部幹事会において講演会を実施した。 県の申請書等における性別記載欄の見直しについては、見直しがおおむね完了したとして調査を終了した。 人権情報誌「コッコロ通信」において性的指向・性自認に関する記事の掲載やパネル展において、性的指向・性自認に関する啓発を実施した。 「性的指向・性自認に関する人権」をテーマとした人権啓発Web講座を2本開講し、講座の周知を行った（視聴回数1,289回）。 県登録講師を団体や企業、学校等へ16回派遣し、性的指向・性自認をテーマにした研修や学習を支援した（延べ3,916名参加）。	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」と、同法の中において、国が策定するとされた基本計画の内容を見極めつつ、性の多様性の正しい理解を深めるため、県民への啓発や研修に取り組む。	人権同和政策課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● ライフステージに応じた健康支援	①男女共同参画相談室らいふにおける「ここからだ」に関する相談件数：39件。	継続して相談事業を実施する。	男女参画・協働推進課
	②ホームページやチラシ配布、子育て情報誌、YouTube等のSNSなど様々な媒体でのがん検診受診啓発を実施。また、市町村が効果的な施策へつなげられるようがん検診の分析・評価支援等を実施し、受診率向上を図った。また、がん連携サポートセンターを継続設置し、各拠点病院のがん相談支援センターの活動支援を行った。	がんの早期発見のために、今後も継続的に若い女性や働く世代など、受診率の低い世代に訴求するがん検診受診に関する普及啓発や市町村への支援を行い、受診率の向上を図るとともに、がん連携サポートセンターを継続設置し、各拠点病院のがん相談支援センターの活動支援を行う。	健康づくり推進課
	③HIV 検査普及週間・世界エイズデーにあわせたポスターやパネルの掲示、各保健所での啓発活動（パンフレットの配布・相談対応等）により、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った。	令和5年の梅毒の報告数は252件で、平成29年に急増して以降、報告数が多い状況が続いており、特に女性では20代が多い。感染予防や早期発見の重要性について今後も継続して周知が必要である。 引き続き、エイズ・性感染症の検査・相談の周知やHIV検査普及週間・世界エイズデーにあわせた検査体制の拡充、保健所による啓発活動等の取組を行っていく。	健康危機管理課
	④県内20高等学校で思春期保健教育講演会を実施し6,104人が参加した。 県内全ての高等学校に思春期相談窓口の啓発カードを配布した。	令和6年度においても、高校生を対象とした講演会を実施し、性と生に関する正しい知識の普及を行う。 また県内全ての高校生に対して、思春期相談窓口の啓発カードの配布を行う。	子ども未来課
	⑤健康教育担当者研修会において、性に関する指導について行政説明や研究協議を行い、性教育の充実を図る取組を行った。 コロナ禍においても、オンライン等を活用し、性に関する指導講演会が実施されるなど、各学校において工夫しながら性に関する教育の推進が図られた。	学習指導要領の内容に即して児童生徒の発達段階に応じた集団指導に加え、児童生徒が抱える性に関する諸問題及び問題行動に個別対応する能力の向上を図る必要がある。性に関する諸問題が複雑・多様化する昨今の現状を鑑み、産婦人科医や助産師等を外部講師として活用し、正しい知識に基づいた、適切な意思決定・行動選択ができる能力の醸成を図る必要がある。なお、令和6年度健康教育担当者研修会において、性に関する指導についての講演会を実施し、性に関する指導の充実に向けて県全体として努める。	体育保健課
●妊娠・出産等に関する健康支援	不妊で悩む方への電話・来所相談、情報提供を行った（電話相談114件、来所相談1件） 少子化対策総合交付金事業のメニュー事業のひとつとして一般不妊治療費に関する市町村助成を開始し、44市町村へ助成を行った。	令和6年度においても、不妊で悩む方への電話・来所相談等を実施する。 一般不妊治療の自己負担額については、少子化対策総合交付金事業において助成。（市町村補助の一部助成）	子ども未来課

○男女共同参画の視点からの防災・復興の推進

具体的な 取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●防災・復興の各段階における男女共同参画の取組推進	①要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえた防災に関する啓発（防災ハンドブックや地域防災活動支援プログラム配布等）を実施した。	防災計画上、男女共同参画の視点が必要とされる取組について、適宜その進捗状況の確認等を行っていく。	危機管理防災課
	②消防団活動の認知度の向上、消防団員募集の充実を図るため、消防団員等の参加型による、消防団活動及び団員募集に関するPR動画写真コンテストを実施した。 また、県内の女性消防団員が一堂に会し、各地域の取組みや活動に関する情報交換・交流を通じて連携を深め合うことにより、各団員の活動をより一層活性化させ、団員の確保と地域の「安心・安全」な暮らしの向上に資することを目的として、「令和5年度 熊本県女性消防団活性化セミナー」を開催した。	昨年度と同様にPR動画写真コンテストを実施することで女性消防団の加入促進及び消防団活動のより一層の活性化を図る。	消防保安課

3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

総括

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要である。

県が実施した県民アンケートでは、『男は仕事、女は家庭』など性別によって役割を決める考え方」に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と回答した県民の割合は 82.9%と徐々に増加しており、引き続き男女共同参画の意識啓発を図る必要がある。

公立小・中学校、公立高校の全学校で男女共同参画が校内研修のテーマに採用されており、教育現場において男女共同参画の推進が定着してきている。

また、県内事業所における男性の育児休業取得率は 37.2%と昨年より 14.8 ポイント増加しており、更なる男性の家事・育児への参画促進に向けた啓発及び環境整備を推進する。

令和 5 年度取組成果、課題・今後の取組

○男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

具体的な取組	令和 5 年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 男女共同参画の実現のための意識啓発	①「男女共同参画週間」に合わせてポスター、パネル、資料等を庁内展示し、男女共同参画の啓発を行った。また、各種会議、研修の機会を捉えて、関連資料、リーフレットを配布し、周知と啓発を行った。	「男女共同参画週間」をはじめ、各イベントや会議などで展示や資料を配布するとともに、男女共同参画推進員等を通じて地域に対する啓発活動を推進する。	男女参画・協働推進課
	②男女共同参画通信「ならんで」を年 2 回（各 9,000 部）発行した。また、男女共同参画団体等が参加するワークショップ等を開催した。	情報発信や講演会等を通じ、引き続き男女共同参画の取組を推進する。	男女参画・協働推進課（くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター）
	③啓発イベントや講演会、研修会の会場等において、パネル展示や啓発資料配布による啓発を行うとともに、県人権センターにおいて人権啓発図書、映画、パネル等の貸出、上映、展示等を行った（利用者 1,848 人、貸出件数 662 件）。	啓発イベントや講演会、研修会の会場等において、パネル展示や啓発資料配布による啓発を行うとともに、県人権センターにおいて人権啓発図書、映画、パネル等の貸出、上映、展示等を行う。	人権同和政策課
● メディアにおける男女共同参画の推進	①「わかりやすい広報の視点」を県ホームページに掲載することで、各課等で実施する広報の際に参照してもらえるようにした。	更なる周知・徹底を行う。	広報課
	②情報モラル教育を実施した学校に対し、経常費助成費補助において加算した（R5 実績：私立高校 14 校）。また、情報モラル教育に関するセミナーの案内や通知、教材等の活用について周知を行い、学校における情報モラル教育の推進に向け働きかけた。	今後も、これまでと同様の取組を行う。	私学振興課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●メディアにおける男女共同参画の推進	③「インターネットによる人権侵害」をテーマとした人権啓発Web講座を3本開講し、講座の周知を行った（視聴回数976回）。 県登録講師を団体や企業、学校等へ5回派遣し、インターネットによる人権侵害をテーマにした研修や学習を支援した（延べ624名参加）。	講座の内容を充実させ、更なる啓発を行う。	人権同和政策課
	④学校やPTA等の要望に対応して、保護者、教職員等に対して携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について説明する「情報安全出前講座」を実施し、講師20人を33団体のべ2,532人に対して派遣した。	学校やPTA等の要望に対応して、「情報安全出前講座（原則オンライン）」を実施する。講師（情報安全ファシリテータ）が、保護者や教職員等を対象に、児童生徒のスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用について啓発する。	教育政策課
	⑤男女共同参画の意識啓発に関する資料（内閣府作成の副教材等）の活用を呼びかけた。小中学校（熊本市を除く）の男女混合名簿の出席簿作成の割合は98.3%で、令和5年4月より1.1ポイント増加した。	更なる周知を行う。	義務教育課
	⑥情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせながら、生徒が一人一台の学習端末（タブレット等）を活用した主体的な学習の充実をさらに進めている。	男女共同参画における学習をはじめ、生徒が授業や学校行事等をととして学び得たことを発信する取組を進める。	高校教育課

○男女の子育て・介護環境の整備

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の就労継続への環境整備	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②女性医師の復職等に関する相談（延べ14件）に対応するとともに、講演会等参加時の無料一時保育を行い、延べ42人の医師が利用した。	女性医師の就業継続及び復職を支援するため、メンター制度・女性医師意見交換会などによる相談体制の強化をはじめ、柔軟な勤務体制の普及等に向けた医療機関への働きかけ、研修会の開催、子育て医師のキャリアアップに資する取組みへの支援を充実させるための一時保育の提供等を引き続き実施する。	医療政策課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●女性の就労継続への環境整備	③国と県が一体的に女性等の就労支援等に取り組む「くまジョブ（県：しごと相談・支援センターや国：マザーズハローワーク熊本）」やジョブカフェくまもと、県内各地域振興局にある「ジョブカフェ・ブランチ（地域無料就労相談窓口）」等が連携し、県内一円で就労支援に継続して取り組んだ。	今後も、くまジョブやジョブカフェくまもと、ジョブカフェ・ブランチ等が連携し、県内一円で就労支援に取り組んでいく。	労働雇用創生課
●待機児童の解消	「施設整備等による利用定員増」、「保育士確保」などの取組により、令和5年4月1日時点の待機児童数は前年同期の9人から6人増の15人だった。	市町村計画に基づき、引き続き保育所等の施設整備、既存施設の利用定員増等により、受け皿の拡大を支援していく。	子ども未来課
●多様な子育て支援の充実	①29市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施した。	令和6年度においてもファミリー・サポート・センター事業を引き続き実施するとともに、未実施市町村の意向を踏まえて、事業開始の働きかけや情報提供等を行う。	子ども未来課
	②地域の保護者に対する教育相談・情報提供、地域の子ども達に幼稚園を開放するなど、地域の幼児教育センター的役割を果たす私立幼稚園に対し、補助金の交付を行った（3園：498千円）。 40市町村で地域子育て支援拠点事業を実施した。	私立幼稚園15園のうち、私立幼稚園子育て支援事業の未実施が4園となっているため、今後、未実施園の子育て支援の現状把握を進めるとともに、補助制度の周知を図っていく。 令和6年度においても地域子育て支援拠点事業を引き続き実施するとともに、事業実施を希望する市町村の意向を踏まえて情報提供等を行っていく。	子ども未来課
	③医療機関に対し病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止を図り、再就業を促進した。 病院内保育所運営費補助医療機関数：24ヶ所。	令和6年度においても同様の事業を引き続き実施する。 病院内保育所の新設や拡充については、県の補助制度より好条件である内閣府の「企業主導型保育事業に対する助成金」の活用が可能であるため、医療機関への制度の周知についても引き続き行う。	医療政策課
	④38市町村で延長保育事業を実施し、35市町村で病児保育事業の実施があった。	令和6年度においても同様の事業を引き続き実施する。病児保育事業補助金については、実施市町村の増加に向けて、市町村と連携し、計画的に事業を実施する。	子ども未来課
	⑤42市町村で日中一時支援事業を実施した。 身近な地域で適切な療育が受けられる体制の整備を目的として、障がい保健福祉圏域ごとに設置された児童発達支援センターに療育相談員を配置（県内10ヶ所）し、地域療育事業を実施した。	日中一時支援事業の実施主体は市町村であるため、引き続き市町村において事業が継続されるよう支援を行う必要がある。 地域の中核的な療育支援機関である児童発達支援センターに療育相談員を配置することにより、地域支援機能の充実を図る。	障がい者支援課
	⑥小児救急医療拠点病院2か所に運営費補助を実施した。また、小児救命救急センター、小児在宅医療支援センターに運営費補助を実施した。子ども医療電話相談事業（#8000）では、24,711件の相談に対応した。	小児医療体制検討会議において小児医療体制の必要な対応を検討する。また、小児在宅医療支援センター等と連携し、多職種での在宅医療の支援体制の整備を図る。	医療政策課

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●放課後児童クラブの拡充と多様化	41 市町村で放課後児童健全育成事業を実施した。 12 市町村で19ヶ所の施設整備を実施した。認定資格研修を計2回実施し、201人が修了した。 「子どもの安定化 ト라우マで変化した子ども達 ポリバーガル理論を通して理解する」のテーマで資質向上研修を実施し、77人が受講した。	令和6年度においても同様の事業を引き続き実施する。 放課後児童支援員認定資格研修、資質向上研修については、市町村と連携し、積極的な参加を促していく必要がある。	子ども未来課
●仕事と介護の両立支援の促進	①出前「勤労者セミナー」の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直し、ハラスメント対策、男女共同参画等を支援した（実施回数：20回 派遣企業数：13社 参加者：431名）。また、講師派遣事業の認知度を高めるため、県内企業にチラシ等を配布し、周知活動を行った。 九州・山口働き方改革推進プロジェクトの中で、企業における好事例等をまとめたものを、ホームページ上にアップしWLB（ワーク・ライフ・バランス）の促進と見える化を図った。 テレワーク等多様な働き方相談窓口を設置し、個人・企業向けのテレワークに係る相談支援を実施した（相談件数：16件）。また、コワーキング等の体験会の実施や、県内でテレワークを取り入れている企業を紹介する電子ブックの作成等により、県内のテレワーク等多様な働き方の普及・定着を図った（コワーキング体験会1回（同日3ヵ所）、ワーケーション体験会2回）。	引き続き、誰もが働きやすい職場環境づくりのために、雇用管理の改善に取り組もうとする中小企業に対して、働きやすい職場づくり応援セミナー（旧：出前勤労者セミナー）の中で、企業等へ講師（社会保険労務士等）を派遣し、働き方の見直しや就業規則等の改正など、雇用管理等も含めた専門的な支援を行う。	労働雇用創生課
	②ブライト企業認定制度を通じ、企業に対し多様な働き方の促進を図った。 （R5年度認定：新規55社、更新58社（プラチナブライト企業1社を含む））	引き続き、ブライト企業認定を行い、認定企業の優れた取組を広く周知することで、県内企業の労働環境の向上や若者の県内就職を促進する。	労働雇用創生課

○男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
●子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実	①県内各地で「親の学び」講座（講座数 3,524 講座、参加者 102,907 人）を実施し、家庭教育及び子育てへの男女共同参画の必要性について啓発を行った。	コロナ禍が落ち着いたことにより、講座数、参加者数ともに増加傾向である。オンデマンド講座等の届ける家庭教育支援の充実とともに、対面での講座実施を推進していく。	社会教育課
	②校内研修において、男女共同参画をテーマにした研修をした学校の割合は 100%（熊本市を除く）で、令和4年度と同値であった。	全ての学校で男女共同参画をテーマにした研修を実施している。引き続き児童生徒が人権尊重や男女の相互理解・協力など、人としての在り方を身に付けることができるよう、継続して研修の推進を図る。	義務教育課
	③中学生、高校生向け学習資料及び教師用引きを作成し、県内全ての中学1年生、高校1年生に配布するとともに、県・市町村の教育委員会や各学校をはじめ、教育事務所、副校長・教頭会議及び私立学校長会において活用依頼を行った。 学習資料を用いた授業実施率 中学校：77.4% 高校：70.9%	学校や教育事務所等の会議・研修の場や市町村を通して依頼し活用率の向上を図る。また、学習資料等の内容の充実とともに職員研修等での出前講座に対応し、授業等での男女共同参画の啓発を推進する。	男女参画・協働推進課
	④高等学校等進路指導主事連絡協議会において、各県立高等学校の進路指導担当者に、就職に関して男女平等な選考ルールについて周知を行った。	就職に関して男女平等な選考ルールを説明するとともに、一人ひとりの生徒の能力の伸長、適性の把握、興味・関心の喚起、進路希望の実現に向けた進路指導に取り組む。	高校教育課
	⑤各大学からの要請に応じて対応すべく出前講座の準備を進めた（令和5年度1件）。研修等の機会に、学生へ男女共同参画の現状等に関する情報提供を行った。 また、ヒゴロッカサミット2023と同日にプレサミットを開催した。（参加者29人）	要請に応じ男女共同参画に関する出前講座を実施するとともに、引き続き男女共同参画に関する有用な情報提供を行う。	男女参画・協働推進課
●社会教育の推進	①県が当面する多様な地域課題等に係る講座を企画して県民に提供する「くまもと県民カレッジ主催講座」において、男女共同参画の視点を取り入れた講座を、対面集合形式で10講座行った。（受講者のべ数75人）	「くまもと県民カレッジ主催講座」の講座企画において、今後も男女共同参画の視点を取り入れた講座の企画を継続して行っていく。	社会教育課
	②情報ライブラリの生涯学習関連図書の購入において、男女共同参画がテーマに含まれる書籍を6冊購入した。	情報ライブラリの生涯学習関連図書の購入において、今後も男女共同参画がテーマに含まれる書籍の選定を継続して行っていく。	社会教育課 （生涯学習推進センター）
	③男女共同参画を推進するため、女性の政治参画や男性育休、男女共同参画の視点からの防災などをテーマとしたセミナーや講演会を開催した。	引き続き、県民の意識向上を図ることができるようなテーマを選定し、セミナーや講演会を開催することにより男女共同参画の更なる普及啓発を行う。	男女参画・協働推進課（くまもと県民交流館パレア男女共同参画センター）
●相談体制の充実及び周知	性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、自分らしく生きたい方、仕事や人間関係に悩んでいる方などのあらゆる相談に対応。また、県ホームページや県政ラジオ、SNS等による周知を行った。	引き続き、さまざまな悩みを抱えた女性や男性からの相談を受け付け、解決のサポートをする。必要に応じて、専門の相談機関などの紹介や女性弁護士による法律相談にもつないでいく。	男女参画・協働推進課

4 推進体制の整備・強化

総括

男女共同参画社会づくりを進めるためには、県及び市町村の体制の整備と、関係機関・団体等と連携した積極的な取組が必要であり、それぞれが主体的に男女共同参画の視点を持って関連施策を進めていくことが重要である。

また、男女共同参画計画の取組については、住民に最も身近な市町村で計画的・総合的に取り組むことが重要である。これらの取組を行政だけでなく、企業、団体、地域と一体となって進めることにより、その効果を最大化していくことが期待される。

令和4年度取組成果、今後の課題・方向性

〇県・市町村の推進体制の強化、国との連携

具体的な取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 庁内会議の開催や年次報告書の作成	第5次熊本県男女共同参画計画に対する各指標や取組状況について、男女共同参画社会推進会議幹事会及び男女共同参画審議会に諮り、年次報告書を作成した。国、県の関係課及び市町村や推進員・団体等へ配布するとともに、県のホームページで公表した。	関係課と連携し、第5次男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を確認するとともに、各指標や取組状況の結果をまとめ、年次報告書を作成する。	男女参画・協働推進課
● 地域連絡会議の開催	阿蘇地域において同地域市町村の行政担当課、男女共同参画推進員、地域振興局担当課に対し男女共同参画地域連絡会議を開催。国・県の実情の報告や、市町村での活動事例を共有するとともに、地域課題について情報・意見交換を行った。	引き続き市町村間及び地域間で、県の施策と国、地域の現状の理解と課題認識及び目標の共有化を行う。地域が主体となった男女共同参画社会づくりの推進を図るべく、定期的に県内各地域にて開催する。	男女参画・協働推進課
● 職員・教職員等の意識啓発	① 特定課題研修資料「男女共同参画社会づくりの推進」を作成し、職員の啓発を図った。また、2団体に対し出前講座を実施するとともに、会議や研修に対し資料の提供を行った。	特定課題研修において職員の男女共同参画への意識向上を図るとともに、出前講座を通して企業や団体等への啓発を推進する。	男女参画・協働推進課
	② 各学校における人権教育の充実・深化に資するため、推進体制の機能強化と研修の充実、指導方法等の工夫・改善についての研修等を実施した。その成果として、女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の推進に向け、校長、人権教育主任及び研修出席者の意識向上や実践的な指導力を高めることができた。	女性の人権を尊重し、男女共同参画に対する意識向上を含めた一人一人の人権が尊重される環境づくりなど、「人権尊重の精神に立った学校づくり」の更なる推進に向けて、全ての教職員の意識や実践的な指導力の向上が図られるよう、研修内容を工夫していく。	人権同和教育課

○企業や各種団体等との連携

具体的な 取組	令和5年度取組成果	課題・今後の取組	担当課
● 熊 本 県 女 性 の 社 会 参 画 加 速 化 会 議 の開催	「女性の社会参画加速化戦略」に基づき実施している各種取組や事業の進捗管理、意見交換等を行った。また、ワーキング会議を3回開催し、第5次熊本県男女共同参画計画やヒゴロッカ・サミット2023について、意見交換等を行った。	加速化会議及びワーキング会議を開催し、「戦略」の進捗管理を行うとともに、構成団体等と情報共有及び意見交換を行いながら、女性の活躍推進に向けた各種取組を検討、実施する。	男女参画・協働推進課